



平成30年12月

南会津町

第2次南会津町 環境基本計画



NANKAI TOWN

ごあいさつ



本町では、2009（平成21）年3月に「南会津町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を実現するための基本目標を掲げ、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

この度、「南会津町環境基本計画」の計画期間終了に伴い、2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間を計画期間とする「第2次南会津町環境基本計画」を策定しました。

策定にあたっては10年間掲げてきた主な環境指標・施策について進捗状況調査を行い、実績を基に評価を行ったことや、町民及び事業者の環境に関する意識調査を行い、環境意識の変化などの把握に努めました。

震災を踏まえ、エネルギー政策の総合的な見直しが進められたことを受け、地方自治体でも再生可能エネルギーの利用促進や、節電などの省エネ活動の重要性が高まっています。また、「パリ条約」の採択により、世界全体での温室効果ガス排出量削減の方針が示され、日本では新たな温室効果ガス排出量削減目標として、「2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比26%削減」が掲げられました。これにより、各自治体においても地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出量の削減がより一層求められています。

このような社会情勢などの変化に対応するため、「第2次南会津町環境基本計画」では6つの分野別ビジョンを設定し、望ましい環境像である「移りゆく四季、人と自然を未来へつなぐまち」、「みんなの力は地域力、みんなでつくる協働のまち」を目指すとともに、「第2次南会津町総合振興計画」で定めた本町の将来像「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」を環境面から実現する役割を担ってまいります。

最後に、「第2次南会津町環境基本計画」の策定にあたりまして、多大なるご尽力をいただきました南会津町環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました町民及び事業者、関係者の皆様方に心からお礼を申し上げ、ごあいさついたします。

平成30年12月

南会津町長

大宅宗吉

第2次南会津町環境基本計画

目次

第1章 環境基本計画策定の基本的事項	1
1-1. 計画策定の背景と策定の意義.....	2
1-2. 計画の期間.....	2
1-3. 計画の位置づけ.....	3
1-4. 計画の対象地域.....	4
1-5. 計画で扱う環境の範囲.....	4
1-6. 各主体の役割.....	5
1-7. 計画の構成.....	6
第2章 主な環境指標等の評価	7
2-1. 森林・緑地.....	8
2-2. 河川・湧水.....	9
2-3. 自然資源.....	10
2-4. 野生生物.....	11
2-5. 大気・騒音.....	11
2-6. 化学物質.....	12
2-7. 景観・歴史、町の美化.....	13
2-8. 資源利用.....	14
2-9. 地球環境.....	15
2-10. 環境教育・学習.....	16
第3章 町が目指す望ましい環境像	17
3-1. 望ましい環境像.....	18
3-2. 分野別ビジョン.....	18
第4章 分野別ビジョン	21
4-1. 森林整備を進め、森林資源の有効活用を図ります.....	22
4-2. 自然資源を保護し、後世に継承します.....	26
4-3. 源流域としての河川を守ります.....	30
4-4. 放射線対策を推進し、健康で安心な生活環境をつくれます.....	34
4-5. 資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指します.....	38
4-6. 地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します.....	42

第5章 地域別環境づくりの方向性	47
5-1. 田島地域	48
5-2. 館岩地域	48
5-3. 伊南地域	49
5-4. 南郷地域	49
第6章 環境基本計画の進行管理	51
6-1. 計画の推進方策	52
6-2. 計画の推進体制	54
6-3. 進行管理の仕組みと手順	55
資料編	57
1. 南会津町環境基本条例	58
2. 町の概要	63
3. 住民・事業者意識調査結果	68
4. 環境指標及び環境施策一覧	78
5. 環境基準等	84
6. 環境審議会委員等	97
7. 環境基本計画の検討経過	98
8. 諮問・答申	99

第1章

環境基本計画策定の 基本的事項

- 1-1. 計画策定の背景と策定の意義
- 1-2. 計画の期間
- 1-3. 計画の位置づけ
- 1-4. 計画の対象地域
- 1-5. 計画で扱う環境の範囲
- 1-6. 各主体の役割
- 1-7. 計画の構成

第1章 環境基本計画策定の基本的事項

1-1. 計画策定の背景と策定の意義

本町では、2007（平成19）年12月に「南会津町環境基本条例」（以下、「環境基本条例」という。）を制定し、環境の保全と創造に関する基本理念、町や町民、事業者の責務、滞在者の協力、環境施策の基本的事項を定めました。その後、この環境基本条例の基本理念を具体化し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2009（平成21）年3月に「南会津町環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの10年間、この計画に基づく環境施策を推進してきました。

前計画の策定から10年が経過し、本町を取り巻く社会情勢や環境行政は大きく変化しました。2011（平成23）年の東日本大震災やそれに起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質^{*}の拡散、新潟・福島豪雨災害、関東・東北豪雨災害は本町にも甚大な被害を及ぼしました。

このような大規模災害に見舞われながらも、本町では、着実な復旧と復興に取り組んできました。

近年では、2017（平成29）年の春に浅草駅から会津田島駅まで「特急リバイ会津」の直通運転が開始されました。また、会津縦貫南道路や栃木西部・会津南道路の整備についても順調に進み、鉄道や自動車でのアクセスが向上されることで、本町の豊かな自然や文化を活かした産業振興と地域づくりに大きく寄与するものと期待されます。2017（平成29）年の夏には役場新庁舎が開庁し、中心市街地のシンボリックな建物として、地中熱や太陽光などの自然エネルギーによる環境負荷の少ない最新設備や、町産材を活用した特徴のある庁舎となりました。また、町民に親しんでいただけるように協働スペースなどを設置するとともに、新庁舎を核として、今まで以上に協働のまちづくりを進めていきます。

こうした状況を踏まえ、本町の発展に向けて、地域を取り巻く環境や社会情勢の変化へ柔軟に対応し、より効果的な環境施策を推進するため、「第2次南会津町環境基本計画」を策定するものです。

1-2. 計画の期間

環境基本計画の期間は、環境施策が十分な成果をあげるために必要な期間として、2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間とします。ただし、計画策定後、概ね5年を目安として、社会状況や環境の変化に応じて計画の見直しを行います。

^{*} 【放射性物質】

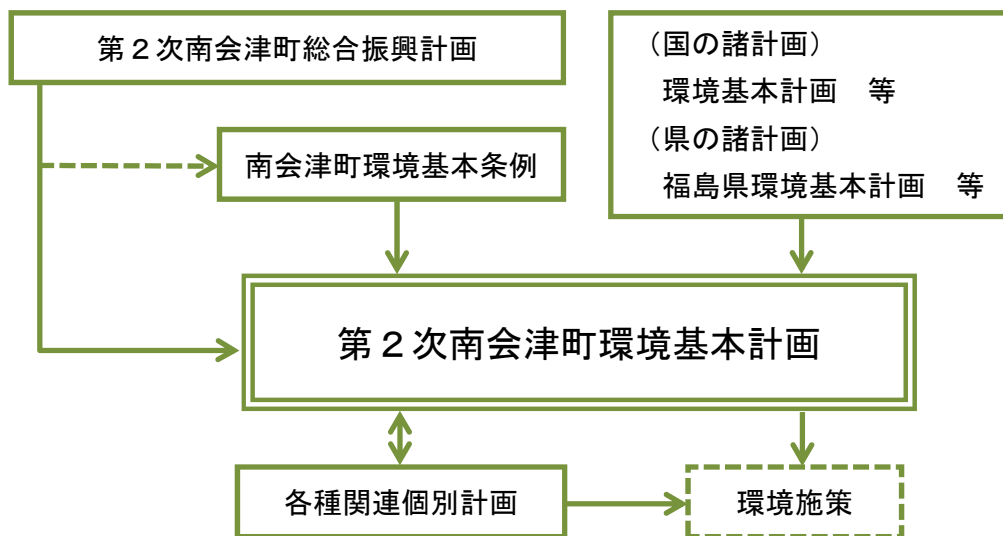
ウラン、プルトニウムのような核燃料物質、放射性元素、もしくは放射性同位体、中性子を吸収・核反応を起こして生成された物質のこと。

1-3. 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、環境基本条例に基づき策定するものです。

また、「第2次南会津町総合振興計画」で定める本町の将来像「互いを思いやり、人と自然が優しさに包まれた、安心と信頼のまち」を環境面から実現する役割を担っており、国や県の環境基本計画、本町が定める他の関連個別計画との整合を図りながら推進していきます。

◆ 計画の位置づけ



◆ 第2次南会津町総合振興計画

「第2次南会津町総合振興計画」は、本町の将来あるべき姿とそれを実現させるための施策を定めた町の最上位計画です。

基本理念『人が“集まる”まち、ひとを“育む”まち、みんなが“輝く”まち』と将来像『互いを思いやり、人と自然が優しさに包まれた、安心と信頼のまち』の実現に向けて、町全体の課題を5つの分野に整理し、「目標の柱」としてまちづくりの指針に位置付けています。また、目標の柱を達成するために13の基本目標を設定し、うち6つを重点政策として各種政策を展開しています。

◆ 基本理念（環境基本条例 第3条）

環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念に基づいて行うものとします。

- (1) 環境の恵みを将来にわたり町民が享受できるとともに、良好な環境が継続して確保されるよう、適切に推進するものとします。
- (2) 人と自然との共生を基本とし、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を構築するため、すべての者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に自主的かつ積極的に取り組むものとします。
- (3) 地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活や事業活動において積極的に推進するものとします。

1-4. 計画の対象地域

原則として、環境基本計画の対象地域は本町全域とします。

ただし、外来生物[※]や有害鳥獣[※]に関する対策や野生生物[※]種の保存、廃棄物対策など、行政区域を越えて広域的な連携が必要になる取り組みについては、周辺自治体はもちろん、国や県、他の市町村とも連携を深め、広域的なネットワークの構築により進めていきます。

1-5. 計画で扱う環境の範囲

環境基本計画で扱う環境は、森林などの「自然環境」、放射線[※]などの「生活環境」、廃棄物などの「資源利用」、地球温暖化[※]などの「地球環境」について計画の範囲とします。

また、より良い環境を目指して行動するための横断的な取り組みとして、環境教育・学習など、各主体の「参加と協働」についても計画の範囲に含めます。

◆ 計画の対象とする環境の範囲

区 分	対 象
自然環境	森林、河川、湿原、湧水、生物、景観
生活環境	放射線、典型7公害 [※] 、近隣公害 [※] 、化学物質、不法投棄 [※] 、汚染物質等
資源利用	廃棄物、リサイクル [※]
地球環境	地球温暖化、省エネルギー [※] 、再生可能エネルギー [※]
参加と協働	環境教育・学習、環境情報、環境活動

-
- ※ 【外来生物】
本来生息していなかった地域へ人為的に持ち込まれた動植物のこと。
 - ※ 【有害鳥獣】
一般的には人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼすものを有害鳥獣と呼んでいる。
 - ※ 【野生生物】
自然に生息・生育する動植物のこと。
 - ※ 【放射線】
放射性物質から放出される粒子や電磁波をいう。
 - ※ 【地球温暖化】
人間活動により温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模で気温上昇（温暖化）が進んでいること。
 - ※ 【典型7公害】
水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭のこと。
 - ※ 【近隣公害】
生活を通して発生する多種多様な音が騒音として問題になることなどをいう。
 - ※ 【不法投棄】
法律に違反して、処分場以外の山林や河川敷地などに廃棄物を投棄することをいう。
 - ※ 【リサイクル】
ごみの再資源化のこと。
 - ※ 【省エネルギー】
石油、ガス、電力など、産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用すること。
 - ※ 【再生可能エネルギー】
太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などから得るエネルギーのこと。

1-6. 各主体の役割

環境基本計画の推進主体は、町、町民、事業者、滞在者とします。

町の主な役割

施設整備などの事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、町民、事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。

町民の主な役割

一人ひとりが日常生活の中で可能な環境配慮を実践するとともに、人と環境の関わりについて関心と理解を深め、環境活動へ積極的に参加します。

事業者の主な役割

事業活動において法令に定められた事項を厳守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用、温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努め、環境活動へも積極的に参加します。

滞在者の主な役割

本町を訪れる方も、一人ひとりが本町に滞在する中での環境配慮をできることから実践することで、環境活動に参加・協力します。

町の責務（環境基本条例 第4条）

町は、基本理念に従って、環境の保全と創造のための施策を策定し、実施します。

2 町は、町民、事業者等との連携や協力の体制を構築し、それらが自発的に行う環境の保全と創造のための活動に対する支援に努めます。

町民の責務（環境基本条例 第5条）

町民は、基本理念に従って、日常生活において環境に配慮し、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるものとします。

事業者の責務（環境基本条例 第6条）

事業者は、基本理念に従って、事業活動において環境に配慮し、環境の保全と創造に自ら努めるものとします。

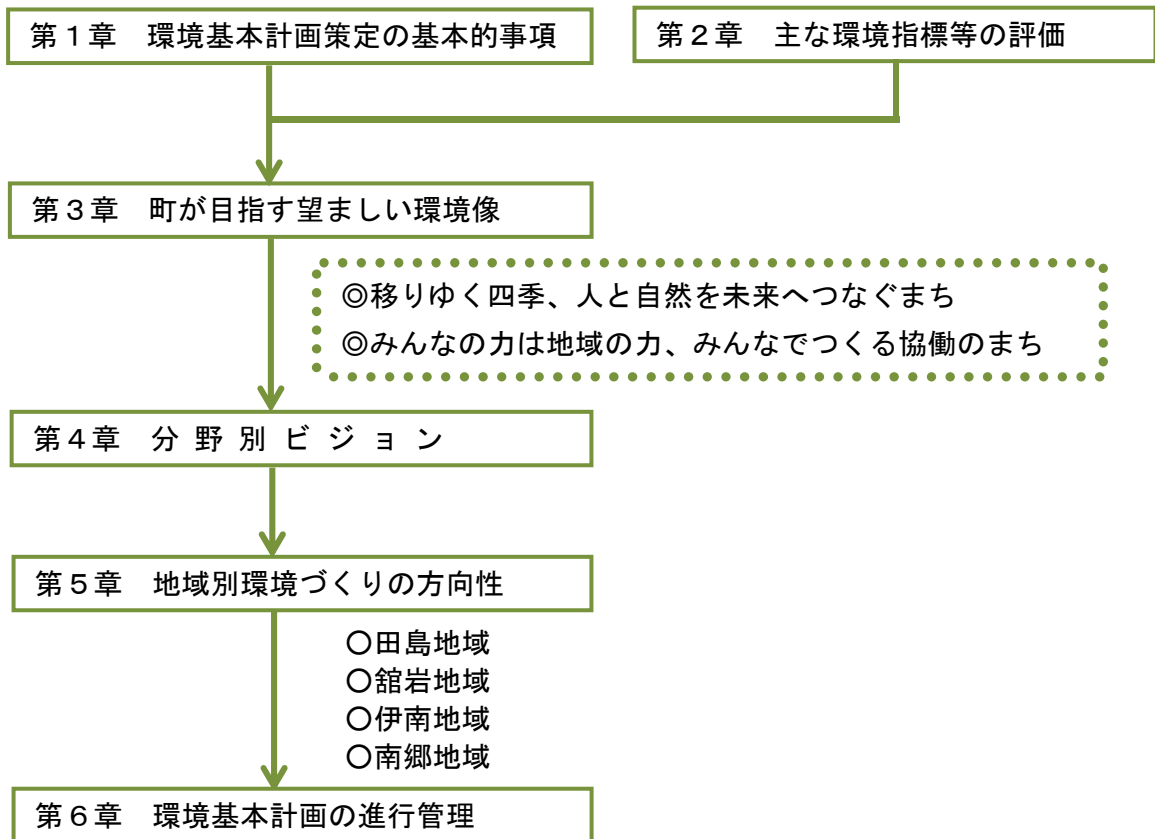
2 事業者は、事業活動における製品の製造、運搬、使用、廃棄の過程に伴う環境への負荷を少なくするように努めるものとします。

3 事業者は、事業活動を通じて得た環境の保全と創造に関する情報、知識等を、町、町民等に提供するように努めるものとします。

滞在者の協力（環境基本条例 第7条）

旅行者その他の滞在者は、基本理念に従って、その滞在等に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全と創造に協力するものとします。

1-7. 計画の構成



第2章

主な環境指標等の評価

- 2-1.森林・緑地
- 2-2.河川・湧水
- 2-3.自然資源
- 2-4.野生生物
- 2-5.大気・騒音
- 2-6.化学物質
- 2-7.景観・歴史、町の美化
- 2-8.資源利用
- 2-9.地球環境
- 2-10.環境教育・学習

第2章 主な環境指標等の評価

前計画において設定された主な環境指標・施策について、進捗状況調査を行いました。2007（平成 19）年度を基準年として、2017（平成 29）年度の実績を基に以下の基準により評価しています。

■環境指標の評価基準

- ◎：目標を達成している
- △：目標を達成していないが、目標には近づいた
- ×：目標を達成しておらず、目標に遠い

2-1. 森林・緑地

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007 年度 (平成 19 年度)	前計画の目標 2017 年度 (平成 29 年度)	実績 2017 年度 (平成 29 年度)	評価
民有保安林面積	21,221 ha	現状維持	22,166 ha	◎
森林と人との共生林面積	847 ha	現状維持	847 ha	◎
森林インストラクター*数	8 人	30 人	7 人	×
もりの案内人*認定者数	7 人	12 人	20 人	◎

森林の保全対策では、森林の有する多面的機能を発揮させ、地域の森林整備を推進するため、地域の民有林整備に必要となる森林経営計画の作成を行うとともに、将来を担う人材育成支援への取り組みや技術取得などを図りました。また、地域と連携して里山再生事業*を実施できたほか、鳥獣対策に向けた森林整備を多くの集落で実施できました。

森林の多目的利用では、町産材などを使用した地域循環型住宅の建設支援や公共施設の内装木質化などに取り組みました。また、福島県森林環境交付金を活用した森林環境学習では、町内の小中学校での森林環境学習や地域住民による森林づくりへの参画を促進する事業の支援を行いました。

木材の地産地消のための奨励金制度、森林や温泉を活用した健康や癒し（森林セラピー*）を提供する保養地をつくるなどの施策については終了となりました。

* 【森林インストラクター】

森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者で国家試験により認定される。

* 【もりの案内人】

自然観察会などを通して、森林の役割や大切さを県民に伝えるボランティアの指導者で、県が認定を行う。

* 【里山再生事業】

長年荒れた状態になっている森林に手を加え、森林の持つ価値や担ってきた役割、機能を高め、さらには、その森林を有効に活用することによって、新たな雇用の創出につなげていこうというもの。

* 【森林セラピー】

医学的な根拠に裏付けされた森林浴効果、森林環境を利用して健康維持・増進、疾病の予防を行うこと。

2-2. 河川・湧水

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
汚水処理人口	12,087人	13,423人	12,375人	△
汚水処理人口普及率	62.6%	77.5%	77.8%	◎
水質環境基準達成項目数 阿賀川(田島地域) 館岩川(館岩地域) 伊南川(伊南地域) 伊南川(南郷地域)	4/5項目 4/5項目 4/5項目 4/5項目	全調査地点 において 全項目達成	5/5項目 5/5項目 5/5項目 5/5項目	◎
湧水(清水) モニタリング箇所数 嶽清水(田島地域) 水引の清水(館岩地域) 舞台の清水(伊南地域) 高清水(南郷地域)	4箇所	現状維持	4箇所	◎

河川における水辺と町民のふれあいの創出では、毎年実施している河川クリーンアップ作戦により、地域住民によるごみ拾いや草刈りなどの河川清掃活動を実施しました。

また、豪雨災害による河川災害復旧事業では、可能な限り現地で採取した石材による石積工法を採用することで、自然環境に配慮することができました。

下水道などの整備では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽設置補助により、下水道接続率と合併処理浄化槽設置基数の向上に取り組むことができました。

調査などの継続実施では、町内における主要河川などの水質調査を継続的に実施しており、良好な水質が保たれていることが確認できました。

湧水の保全対策では、河川水質調査と同様に、継続した調査・監視を実施することができましたが、町内全域の湧水に関する情報収集や活用方法などの検討については実施できませんでした。



河川水質測定

2-3. 自然資源

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
湿原面積				
駒止湿原	約148ha	現状維持	約148ha	◎
田代山湿原	約23ha		約23ha	
宮床湿原	約54ha		約54ha	
黒岩湿原	約4ha		約4ha	

湿原の保全対策では、国指定天然記念物の駒止湿原において、「駒止湿原保存管理計画」※に基づき、計画的な保護と活用やボランティアガイド養成講座の開催、案内ガイドの育成に取り組みました。

また、生物相※とニホンジカ対策に向けた調査を行い、「保存管理計画書（ニホンジカ対策編）」を策定しました。

関東・東北豪雨災害による災害復旧工事のため、駒止湿原への一般の入山を禁止していましたが、土日祝日限定でプレミアムバスツアーを実施しました。

なお、情報提供などのためのガイダンス施設整備については取り組めませんでした。

2007（平成19）年8月30日より国立公園に指定された尾瀬国立公園の田代山湿原においては、国立公園保全管理事業として巡視員を配置し、登山道整備やパトロール、山頂付近トイレの維持管理などに取り組みました。また、「環境省などの各種計画」に基づき適正な管理を行いました。



駒止湿原で活動する湿原を守る会

※ 【駒止湿原保存管理計画】

国の天然記念物に指定されている駒止湿原を自然のまま維持し、自然学習の対象として積極的に活用していくための計画。「自然との共生」を柱とし、新たな木道ルートの設定や活用のためのガイダンス事業などについて定めている。

※ 【生物相】

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成。

2-4. 野生生物

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
野生動植物保護サポーター※ 認定数	5人	30人	6人	×
自然観察会等の開催回数	0回	10回	0回	×

野生生物の保全と保護では、国指定天然記念物の駒止湿原においては、「駒止湿原保存管理計画」、尾瀬国立公園の田代山湿原においては、「環境省などの各種計画」に基づき、適正な管理を行いました。

外来生物対策では、駒止湿原において外来植物の駆除を行ったほか、ポスターの掲示やパンフレットの設置などを行いました。また、鳥獣対策では、有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲・駆除を行うとともに、耕作者や地区で取り組む電気柵、追払い花火購入などの支援を行いました。

野生生物の分布や生態系に関する実態把握では、「南会津町二ホンザル管理事業実施計画」を策定し、対策を行いました。

自然観察会の開催については、検討を行いました但し実施には至りませんでした。

2-5. 大気・騒音

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
町役場公用車における 低公害車※導入台数	2台	10台	10台	◎
公共交通機関における 低公害車導入台数	0台	5台	0台	×
公害苦情の件数	8件	低減を目指す	3件	◎

環境パトロールでは、町民からの苦情や問い合わせなどに対して、適宜、関係機関と連携して速やかに対応することができました。

低公害車の導入では、公用車については導入できましたが、公共交通機関における導入促進については、実施に至りませんでした。

※ 【野生動植物保護サポーター】

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供するなどの活動をするボランティアに登録された方々。

※ 【低公害車】

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。

2-6. 化学物質

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
ダイオキシン類※環境基準 (大気、河川水質・地下水、 土壌)	100%	現状維持	100%	◎
無農薬管理ほ場面積	0ha	26.0ha	0.23ha	×
有機JAS認証農家数	0人(団体)	10人(団体)	1人(団体)	×
遊休農地※面積(水田)	95ha	88ha	110ha	×

化学物質対策の推進では、化学物質過敏症疾患などに関する調査・検討を進め、改善対策を行うとともに、「あらかい健康キャンプ村」を支援する取り組みを行いました。利用者は伸びていない状況となりました。

環境保全型農業※の推進では、オーガニックポリシーの普及や推進員の配置による農家への栽培指導・助言、実証モデルの研究などに取り組みました。

また、遊休農地の有効的な利活用では、田植えや稲刈り、菜の花の油絞りなど、子どもたちの農業体験学習を行いました。

モデル地区を中心に、限りなく無農薬の農産物づくりの実証を行いました。生産量を安定して確保できないなどの要因で、販路拡大には至りませんでした。



南郷トマト



会津田島アスパラガス

※ 【ダイオキシン類】

塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(2000(平成12)年1月15日施行)では、①ポリ塩化ジベンソパラジオキシン(PCDDs)、②ポリ塩化ジベンソフラン(PCDFs)、③コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラ-PCB)の3物質群(単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)を「ダイオキシン類」と定義している。

※ 【遊休農地】

農地として管理されていないため、草木が生えて荒れている土地のこと。

※ 【環境保全型農業】

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のこと。

2-7. 景観・歴史、町の美化

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
町内一斉清掃参加人数	約3,000人	現状維持	約3,000人	◎

安らぎのある景観の形成では、「南会津町景観計画」※を策定し、町民、事業者、行政の役割について、盛り込むことができました。

前沢集落の伝統的建造物群への指定を目指した取り組みでは、文化庁より重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的風致の維持向上が図られました。

また、奥会津博物館では、文化財保護体制の充実を図るための調査研究を行い、その成果を基に各種企画展を実施しました。

散乱ごみ対策では、町内一斉清掃を実施し、町民によるごみ拾いなどの清掃活動を行いました。

不法投棄対策では、町の不法投棄監視員制度が廃止されたため、有害鳥獣捕獲隊が監視業務も併せて実施することとなりました。また、県の地域ぐるみ監視体制づくり支援事業により、地区単位での不法投棄防止対策や不法投棄物などの撤去支援を行うとともに、県などと広域連携を図り、不法投棄パトロールや撤去作業などに取り組みました。

星空観察や野生生物の生息・生育への影響などを考慮し、夜間の屋外照明などの適正な使用、工場や事業所の敷地内緑化などの指導については、実施に至りませんでした。



不法投棄物撤去作業

※ 【南会津町景観計画】

良好な景観の形成を図るための、その区域内の良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画。

2-8. 資源利用

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
町民1人1日当たりの ごみ排出量	1,122g	850g	1,124g	×
リサイクル率	12.2%	35.0%	12.1%	×
最終処分ごみ量(埋立量)	988t	600t	873t	×

ごみ発生量の抑制や再使用[※]・リサイクルの推進では、各種イベントでの普及啓発活動、個別の説明会などに取り組んできましたが、ごみの減量化やリサイクル率の向上につなげることができませんでした。また、エコストア[※]協力店の指定検討、生ごみの堆肥化などの資源循環型システムの研究などの取り組みについても実施に至りませんでした。

なお、公共工事における建設副産物のリサイクル推進や、産業廃棄物、農業用廃プラスチックなどの適正処理の支援・啓発については取り組むことができました。

広域化計画での廃棄物の適正処理の推進では、南会津地方の環境衛生業務の効率化を目指し、広域的な処理に対応するために新たな衛生組合を設置し、ごみ処理体制を構築しました。



東部クリーンセンター
(南会津地方環境衛生組合)



西部クリーンセンター
(南会津地方環境衛生組合)

※ 【再使用】

いったん使用された製品や部品、容器などを再び使用すること。

※ 【エコストア】

環境に配慮した取り組み（簡易包装、はかり売り、再生資源を使った商品の販売など）を行う、リサイクルや清掃、環境に関する情報を提供する、乾電池・廃食油の回収拠点になっている店のこと。

2-9. 地球環境

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
庁内における温室効果 ガス排出量 (1990(平成2)年基準)	未策定	「地球温暖化対策実行 計画」において定める	未策定	×
新エネルギー利用設備数 (累計)	2箇所	10箇所	24箇所	◎
太陽光エネルギー 補助件数(累計)	13件	50件	92件	◎

地球温暖化防止対策では、「地球温暖化対策実行計画」*の策定に至っておらず、省エネルギーなどに対する意識啓発の取り組みや、町独自の排出権取引制度の検討についても実施できませんでした。

新エネルギーの利用促進では、「南会津町地域新エネルギービジョン」などに基づき、公共施設を中心に木質バイオマス*や太陽光、雪氷冷熱*、地中熱などの再生可能エネルギーを導入したほか、住宅用太陽光発電システムの設置に対する支援を行いました。



地中熱空調システム
(役場本庁舎)

* 【地球温暖化対策実行計画】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画で、区域全体の温室効果ガスの排出量抑制などのための「区域施策編」と、市役所など庁内の取り組みを対象とした「事務事業編」の2種類の計画のこと。

* 【バイオマス】

エネルギー資源として利用できる生物体のこと。

* 【雪氷冷熱】

冬季に蓄えた雪や氷を、夏場の冷房や低温貯蔵施設などに活用し、低温、高湿度の室内環境を、安定かつ安価につくりだせるエネルギー資源。

2-10. 環境教育・学習

◆ 主な環境指標の評価

環境指標	前計画の基準年 2007年度 (平成19年度)	前計画の目標 2017年度 (平成29年度)	実績 2017年度 (平成29年度)	評価
うつくしまエコイベント※ 認定件数	0件	6件	0件	×
こどもエコクラブ登録数	0クラブ	5クラブ	0クラブ	×

環境教育・学習プログラムの充実では、小中学校において体験学習などを取り入れ、地域や家庭と連携した環境教育・学習を進めました。また、地元の食材を使用した給食や農産物についての説明などを通じて、食育に取り組むことができました。

事業者や各団体による環境配慮型活動やセミナーなどは開催できておらず、こどもエコクラブについては町内小学校で活動の実績がありましたが、現在の登録はありません。



もりの会の活動

※ 【うつくしまエコイベント】
環境に配慮して実施するイベントで、「うつくしまエコイベントマニュアル」により認定される。

第3章

町が目指す望ましい 環境像

3-1.望ましい環境像

3-2.分野別ビジョン

第3章 町が目指す望ましい環境像

3-1. 望ましい環境像

美しい自然と古い歴史に恵まれ、文化の薫り豊かなこの地域を心から愛し、豊かな自然環境を受け継いでいくことはもちろんのこと、未来を受け継ぐ子孫のために、四季折々に変化する里山の景観に磨きをかけ、地域の宝を未来永劫伝承していきます。また、より一層町民が主役となった地域社会を確立し、町民と行政が協力し合って、協働のまちづくりに取り組んでいきます。

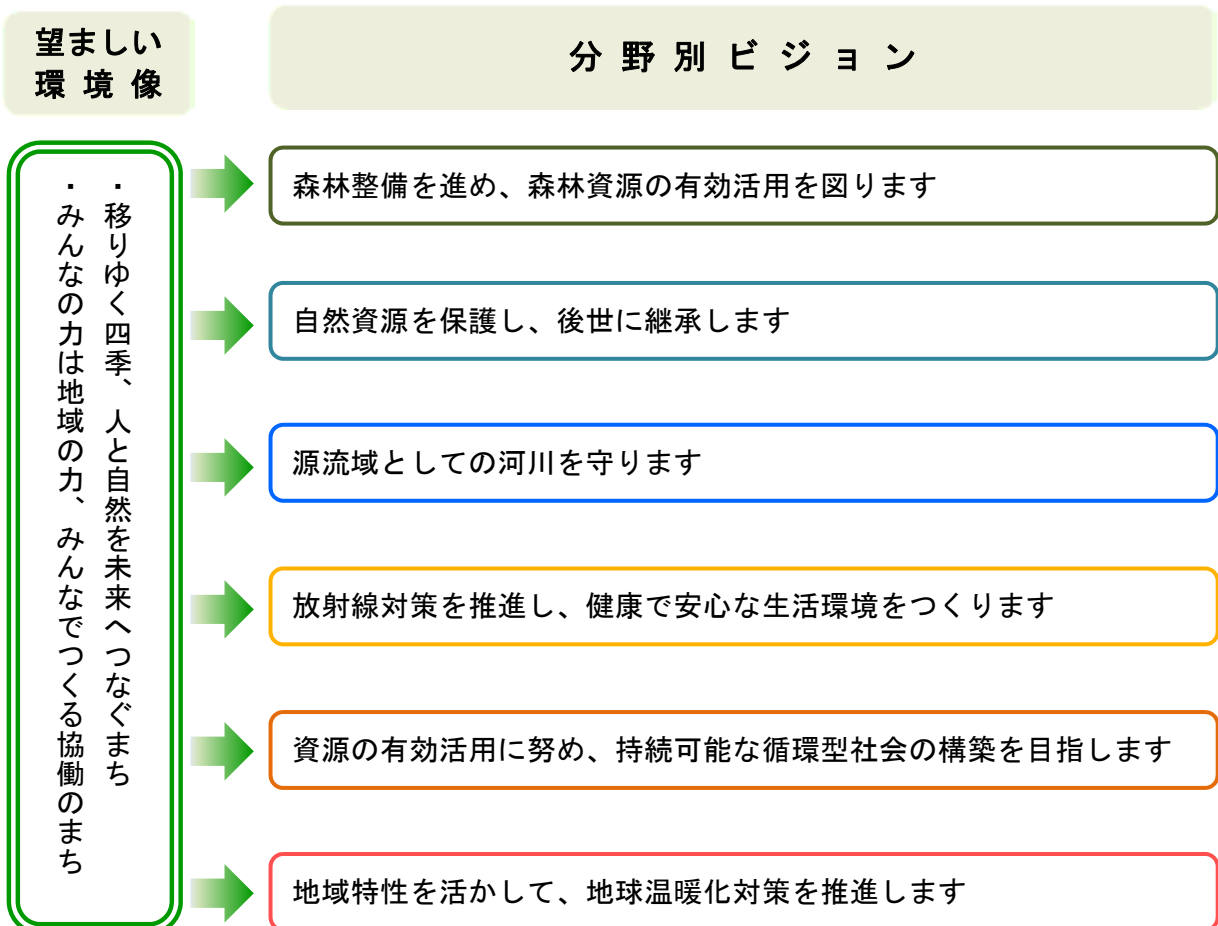
環境基本計画では、環境基本条例の基本理念、「第2次南会津町総合振興計画」に基づいて、本町が目指すべき望ましい環境像を掲げます。

望ましい環境像

- ・ 移りゆく四季、人と自然を未来へつなぐまち
- ・ みんなの力は地域之力、みんなで作る協働のまち

3-2. 分野別ビジョン

本町の望ましい環境像を実現するための分野別ビジョンを設定します。



森林整備を進め、森林資源の有効活用を図ります

本町は総面積の約 92%を占める豊富な森林資源を有していますが、林業就業者の高齢化や木材価格の低迷などにより、間伐や保育などが適正に実施されていない森林が増加しています。しかし、近年は木質バイオマスエネルギーの活用やカーボン・オフセット※の取り組みが拡大しつつあるなど、森林の持つ資源としての多面的機能が大きく見直されてきています。また、ニホンザルやイノシシ、ニホンジカなどの野生生物による農作物被害が増加しており、森林整備を進めることで、農地や人里との緩衝帯を設けるなどの鳥獣対策が求められています。

森林の生産基盤の整備に努めるとともに、地球温暖化防止のための森林整備を進め、自然との共生と森林利用による経済性を確保していきます。

自然資源を保護し、後世に継承します

本町は国指定天然記念物である駒止湿原や尾瀬国立公園の田代山湿原など、多くの自然資源を有しており、四季を通じて様々な植生を観察できるため、多くの観光客などが訪れています。

町の重要な観光資源や自然環境教育の場としても利活用が図られていますが、環境資源として活用していく中で、利便性を優先するあまり、その美しい自然環境が形を変え、少しずつ失われていくことが危惧されています。

自然環境の保護意識の高揚に努め、貴重な財産を後世に伝えていきます。

源流域としての河川を守ります

本町は阿賀野川水系の最上流域に位置する水資源に恵まれた地域であり、流域全体の自然環境を保全していく上で重要な立場にあります。

河川の水質は良好な状態で推移しているため、下水道整備などによる環境への負荷の低減化や水質調査による監視を行い、水質を維持していくことが必要です。

また、町内ではおいしくきれいな水を汲むことができる湧水があり、地下水を使用した清酒の醸造も盛んです。

河川などの監視・調査を継続的に実施するとともに、公共下水道や合併処理浄化槽設置など排水処理に努め、環境への負荷の低減を図ります。

※ 【カーボン・オフセット】

日常生活や経済活動において排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することで、排出した分を埋め合わせするという考え方。

放射線対策を推進し、健康で安心な生活環境をつくります

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が放出され、土壌汚染や健康への影響など、安全・安心な生活を脅かす事態となりました。本町でも、山菜のコシアブラで食品衛生法に定められている濃度を超える放射性物質が検出されているほか、風評被害による農林産物の販売数量の低下や本町を訪れる人の減少などの深刻な影響を受けています。

本町における放射線量は低い状態で推移していますが、今後も安全・安心なまちづくりを目的とした放射線対策を推進し、放射線に関する知識の普及や情報提供を行うことで不安の軽減に努めていきます。また、産業分野の発展や利便性の向上に伴い、多種多様な化学物質と公害による健康や生態系への影響が懸念されているため、正しい知識の普及や情報提供に努めていきます。

資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指します

ごみ処理に関して、限りある資源を有効活用し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指すとともに、細分化された分別収集の一層の定着が望まれます。

廃棄物などの発生抑制^{*}、再使用、リサイクル（3R）を促進し、循環型社会の形成に向けたごみの減量化などの取り組みを強化していくことが必要です。

不法投棄問題については、山間地域で人目につきにくいという地理的特性もあり、不法投棄が絶えないという課題があります。

限りある資源を有効活用するために、ごみの適正処理によるごみの減量化やリサイクル率の向上を図るとともに、不法投棄への対策を強化していきます。

地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します

世界規模での環境課題である地球温暖化について、電気やガスなどの身の回りのエネルギー利用を意識し、日常生活や事業活動のあり方を見直していく必要があります。また、東日本大震災以降、節電をはじめとする省エネルギー対策が課題となっています。

本町では、「南会津町地域新エネルギービジョン」を策定しており、木質バイオマスや雪氷冷熱などの地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。今後は、「地球温暖化対策実行計画」を策定し、一層の温室効果ガス排出量削減を目指し、地域特性を活かした地球温暖化対策を進めていきます。

^{*}【発生抑制】

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースと同意。

第4章

分野別ビジョン

- 4-1. 森林整備を進め、森林資源の有効活用を図ります
- 4-2. 自然資源を保護し、後世に継承します
- 4-3. 源流域としての河川を守ります
- 4-4. 放射線対策を推進し、健康で安心な生活環境をつくれます
- 4-5. 資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指します
- 4-6. 地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します

第4章 分野別ビジョン

4-1. 森林整備を進め、森林資源の有効活用を図ります

■ 現状と課題

本町は越後山系から連なる帝釈山を最高峰とし、四方を山で囲まれた山岳地帯に位置しています。本町の総面積の約92%を森林が占めており、特にカラマツは福島県全体の42%が本町に存在しています。

森林を含む緑には、大気の浄化などの生活環境を改善する機能や土砂災害などを防ぐ防災上の機能、野生生物の生息・生育空間の創出、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収による温暖化防止、木質バイオマスなどの物質生産といった様々な機能を有しています。

このような森林の持つ多面的機能が発揮されるように、本町では、「第2次南会津町総合振興計画」や「南会津町森林整備計画」により、効率的な森林施業や森林管理に努めています。また、森林資源は人と自然の共生にも重要な役割を果たしていることから、ヤマザクラ一萬本の里づくり事業による本町ならではの美しい景観の形成を目指します。

しかしながら、豪雪地帯という厳しい環境にあることや木材需要の低下、就業者不足により、林業活動が減退してきており、間伐や保育などが適正に実施されていない森林が増加しています。また、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカなどの野生生物による農作物被害が増加しており、森林整備を進めることで、農地や人里との緩衝帯を設けるなどの鳥獣対策が求められています。

そのため、森林組合などにおける担い手の育成・確保や立地条件に応じた森林資源の有効活用を図るとともに、適切な森林の管理と整備を進め、自然との共生と森林利用を行っていく必要があります。



サテライト木材市

■ 施策の進め方

森林が持つ水源かん養などの多面的機能が発揮されるように整備を進め、森林資源の有効活用を推進するとともに、鳥獣対策に向けた緩衝帯の形成を図ります。

また、豊富な森林資源の適切な循環を図るために、素材生産能力の向上と地域の実態にあわせた施業を目指し、これに向けた人材育成を支援します。

◆ 環境指標

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)
民有保安林面積	22,166 ha	現状維持
森林と人との共生林面積	847 ha	現状維持
木質資源利用ボイラー設置数	2 施設	10 施設
森林インストラクター数	7 人	10 人
もりの案内人認定者数	20 人	30 人
情報交換会の開催数 (森林インストラクターなど)	0 回/年	2 回/年

■ 具体的な取り組み

【 森林の保全対策 】

- ・ 「南会津町森林整備計画」に基づき、森林が持つ多面的機能を維持・促進するための森林施業を実施します。
- ・ 担い手の育成に向けた就労支援などを行い、林産業の後継者確保と経営の向上を図ります。
- ・ 里山林整備とあわせて、鳥獣対策に向けた森林整備を充実させます。

【 森林の多目的利用 】 **重点項目**

- ・ 林業の成長産業化に向けた地域構想に基づき、林業振興を図ります。
- ・ 施設への木質資源利用ボイラーの整備を図ります。
- ・ 町産材を使用した町内における住宅の建設を支援します。
- ・ 森林環境交付金を活用した、木材の新たな利用を図ります。
- ・ ヤマザクラ一万本の里づくり事業における植栽を継続的に実施していきます。
- ・ 緑（森林）とふれあえる機会を増やし、ヘルスツーリズム^{*}や森林セラピーを推進します。
- ・ 森林インストラクターやもりの案内人などとの、情報交換を行う仕組みを構築します。
- ・ 小中学校における森林での環境教育・学習を充実させます。

^{*} 【ヘルスツーリズム】

医学的な根拠に基づく健康回復や維持、増進につながる観光のこと。

【 町民が行う取り組み例 】

- ・ 植樹活動や地域の緑化活動に参加・協力します。
- ・ 鳥獣対策に向けた森林整備に参加・協力します。

【 事業者が行う取り組み例 】

- ・ 森林の減少につながる開発を抑制します。
- ・ 森林の保全に協力します。

【 滞在者が行う取り組み例 】

- ・ 植樹活動や地域の緑化活動に参加・協力します。



木質チップボイラー
(道の駅きらら 289)

■ 重点項目

取組項目	森林の多目的利用
ビジョン	森林の多目的利用により、地域と林業が活性化しています。

目的	カラマツ材・広葉樹材などのブランド化などによる地域と林業の活性化を目指します。
主体	事業者、森林組合、関係団体、行政（農林課、環境水道課、健康福祉課、学校教育課）
効果	計画的な森林管理と体系的な施業の実践、低コスト化が可能となり、素材の生産量の確保と効率的な木材流通につながる。 観光業と森林・林業の融合により地域づくりに効果をもたらす。

課題

森林の集約化と管理体制の強化、地域における木材の地域内循環

実施内容

1. 林業の成長産業化に向けた地域構想に基づき、林業振興を図ります。
 - 林業の成長産業化に向けた地域構想に基づいた、実施体制の構築、森林資源の把握・管理、素材生産能力の向上、南会津産木材のブランド化
2. 施設への木質資源利用ボイラーの整備を図ります。
 - 木造公共施設の整備と薪保管施設、薪ボイラーの設置
 - 温泉保養施設や老人福祉施設へのチップボイラーなどの設置
3. 町産材を使用した町内における住宅の建設を支援します。
 - 町内における住宅建設費用に対する助成
 - 助成制度の普及啓発
4. 森林環境交付金を活用した、木材の新たな利用を図ります。
 - 林産物や副産物のチップ、アロマオイル、しいたけホダ木などの活用
5. ヤマザクラ一万本の里づくり事業における植栽を継続的に実施していきます。
 - ヤマザクラの植栽
 - 町民へのヤマザクラの苗木の配布
6. 緑（森林）とふれあえる機会を増やし、ヘルスツーリズムや森林セラピーを推進します。
 - 森林と人との共有林の活用
 - 健康増進分野との連携
7. 森林インストラクターやもりの案内人などとの、情報交換を行う仕組みを構築します。
 - 県や認定者との情報交換を行う仕組みづくり
 - 認定者との連携事業
8. 小中学校における森林での環境教育・学習を充実させます。
 - 林業体験や森林環境教育の充実

4-2. 自然資源を保護し、後世に継承します

■ 現状と課題

本町は国指定天然記念物である駒止湿原や尾瀬国立公園の田代山湿原をはじめ、ヒメサユリや福寿草の群生地など多くの自然資源を有しています。

湿原は町の自然環境を構成する重要な水辺であり、野生生物の生息・生育の場となっています。また、四季を通じて様々な植生を観察することができ、重要な動物や特定植物群落をはじめとする多様な野生生物の宝庫となっていることから、環境教育・学習やグリーン・ツーリズム[※]への活用が期待できます。

本町では、「駒止湿原保存管理計画」や「南郷地域観光振興計画ひめさゆり物語」などを策定し、行政と地域・団体などが一体となり監視活動や案内活動、来訪者のマナー向上へ積極的に取り組んでいます。

一方で、観光資源としての活用を優先するあまり、その美しい自然資源が形を変えて少しずつ失われていくことが危惧されているほか、ニホンジカなどによる食害、外来生物による生態系への影響なども注意しなければなりません。

自然資源を将来に伝えていくためには、定期的な自然環境調査を継続するとともに、有害鳥獣捕獲隊などによる被害防止対策を講じ、適切な保全と管理を行っていく必要があります。

■ 施策の進め方

国指定天然記念物である駒止湿原や尾瀬国立公園の田代山湿原、ヒメサユリの群生地などの自然資源を保護し、後世に継承していくために、継続的な監視活動や案内活動などによる管理を充実させます。また、町民の自発的な保全活動を支援し、自然資源の保護に対する意識の啓発を図ります。

生態系への被害を及ぼす恐れのある外来生物対策、鳥獣対策などについては、継続的な監視を行います。また、各種計画に基づいた計画的な保護と活用を進め、自然環境や野生生物へ配慮していきます。

◆ 環境指標

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)
湿原面積	駒止湿原： 約 148 ha 田代山湿原： 約 23 ha 宮床湿原： 約 54 ha 黒岩湿原： 約 4 ha	現状維持
駒止湿原案内人の会	29人	20~30人を維持
尾瀬ガイド協会	12人	20人

※ 【グリーン・ツーリズム】

緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

■ 具体的な取り組み

【自然資源の保全対策】 **重点項目**

- ・「駒止湿原保存管理計画」に基づき、駒止湿原の計画的な保護と活用を行います。
- ・国などの計画に基づき、尾瀬国立公園の計画的な保護と活用を行います。
- ・町内における植物の群生地や自生地などの貴重な自然資源の保護に努めます。
- ・老朽化した木道や登山道などの整備を行い、長期的な湿原の保全に努めます。
- ・ガイド養成講座などを実施し、案内ガイドの養成に取り組みます。
- ・巡視員による保全管理や監視体制を充実します。
- ・自然資源とふれあえる機会を増やすため、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム※に取り組みます。
- ・自然資源を活用した環境教育・学習に取り組みます。

【野生生物の保全と保護】

- ・絶滅の恐れのある野生生物種に対する保全意識の啓発を図ります。
- ・鳥獣保護区などにおいて、野生生物を適切に保護します。

【外来生物・鳥獣対策】

- ・「保存管理計画書（ニホンジカ対策編）」に基づき、ニホンジカ対策に取り組みます。
- ・南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会などと連携し、尾瀬国立公園のニホンジカ対策に取り組みます。
- ・有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊を支援し、ニホンザルやニホンジカなどによる被害の未然防止に努めます。
- ・本来生育しない園芸種を安易に植栽しないなど、在来生物が生息・生育している森林や河川などの環境保全に努めます。
- ・外来生物に対する監視を行います。
- ・オオハンゴウソウなどの特定外来生物※の駆除を行い、在来生物の保護を図ります。

【調査・研究】

- ・野生生物の分布や生態系に関する実態を把握します。

【景観形成】

- ・「南会津町景観計画」に基づき、景観の形成を行っていきます。
- ・景観保全に役立つ花木の植栽や樹木の保護に努めます。
- ・町民と行政の協働による景観づくりを推進します。
- ・ヤマザクラ一万本の里づくり事業における、地域の特色を生かした美しい景観のまちづくりを、継続的に実施していきます。

※ 【エコツーリズム】

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

※ 【特定外来生物】

外来生物の中でも、特に影響が大きいと考えられるものが「特定外来生物」に指定される。現在、アライグマやカミツキガメ、ヒアリなどが指定されている。

【 町民が行う取り組み例 】

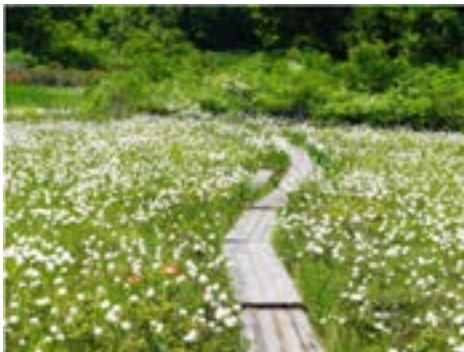
- ・ 自然資源とふれあえる機会を増やし、親しみをもち保全活動に参加します。
- ・ 自然資源を活用した環境教育・学習に参加します。
- ・ 密猟や愛護・観賞目的の生物の野生化防止に努めます。
- ・ 魚や昆虫などを他の地域から移入をさせません。
- ・ 園芸種やペットなどは責任を持って管理し、自然の中に持ち込みません。
- ・ 自然観察会などに参加し、野生生物に関する知識を高めます。

【 事業者が行う取り組み例 】

- ・ 自然資源の保全活動に協力します。
- ・ 開発にあたっては、野生生物の影響調査や生態系に配慮した保全対策を行います。
- ・ 法律で禁じられている生物は販売しません。

【 滞在者が行う取り組み例 】

- ・ 自然資源での観察ルールを守ります。
- ・ 尾瀬ごみ持ち帰り運動[※]に協力し、湿原や植物の群生地などでごみを捨てません。
- ・ 野生生物に対する理解を深め、生息・生育に重要な場所の保護・管理に協力します。



駒止湿原



田代山湿原

※ 【尾瀬ごみ持ち帰り運動】

ごみのない尾瀬を目指し、尾瀬の利用者が広く環境保全について関心と理解を深め、積極的に環境保全活動に取り組めるように始まった取り組み。

■ 重点項目

取組項目	自然資源の保全対策
ビジョン	自然資源が良好かつ適正に保全されています。

目的	本町の貴重な自然資源の適正な保全を行い、将来へと引き継いでいきます。
主体	行政（生涯学習課、環境水道課、商工観光課）
効果	適正な保全を行うことで、貴重な自然資源（湿原や群生地など）や野生生物の生息・生育の場の保全などに寄与していく。 環境教育・学習の場や観光地としての活用につながる。

課題

適切な調査と保全への取り組み、ニホンジカなどによる被害への対策

実施内容

1. 「駒止湿原保存管理計画」に基づき、駒止湿原の計画的な保護と活用を行います。
 - ニホンジカやイノシシなどによる食害への対策
 - 植生の復元と外来生物への対策
2. 国などの計画に基づき、尾瀬国立公園の計画的な保護と活用を行います。
 - ニホンジカやツキノワグマなどによる食害への対策
 - 植生の復元と外来生物への対策
3. 町内における植物の群生地や自生地などの貴重な自然資源の保護に努めます。
 - 群生地などの保護や活用に向けた自然資源マップの作成
4. 老朽化した木道や登山道などの整備を行い、長期的な湿原の保全に努めます。
 - 老朽化などによる木道の廃止や木道の整備による湿原への負荷低減
 - 木道整備に係る財源の確保
5. ガイド養成講座などを実施し、案内ガイドの養成に取り組みます。
 - ガイド養成のための研修・指導体制の充実
6. 巡視員による保全活動や監視体制を充実します。
 - 監視体制の強化と利用者への保護意識やマナーの啓発
7. 自然資源とふれあえる機会を増やすため、グリーン・ツーリズムやエコツーリズムに取り組みます。
 - ガイドなどと連携した事業への取り組み
8. 自然資源を活用した環境教育・学習に取り組みます。
 - ガイドなどと連携した環境教育・学習への取り組み

4-3. 源流域としての河川を守ります

■ 現状と課題

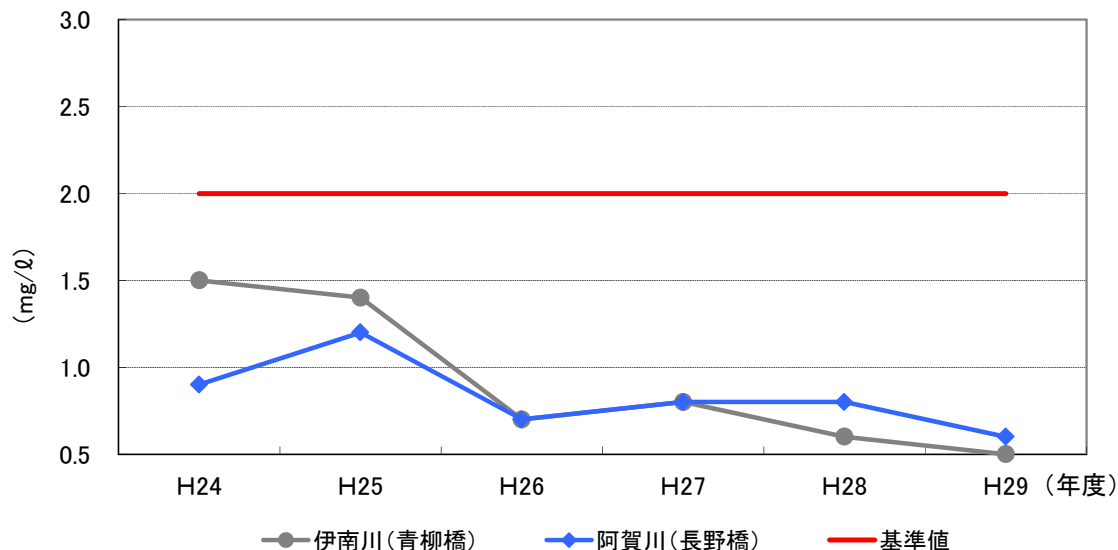
本町は阿賀野川の上流に位置する阿賀川と帝釈山脈を源流とする伊南川の源流域に位置しており、豊富な水資源に恵まれています。特に、伊南川はアユ釣りの本場として有名であり、全国から大勢の釣り人が訪れています。また、本町にはおいしくきれいな水を汲むことができる湧水があり、生活用水として親しまれているだけでなく、地下水を利用した清酒の醸造も盛んに行われています。

本町では、河川環境を保全するために継続的な水質調査を実施しており、国が定めている環境基準を満足し、河川の水質が良好に推移していることを確認しています。また、湧水についても、水質調査を実施し、湧水の水質が良好に保たれていることを確認しています。

排水処理については、公共下水道事業や農・林業集落排水事業などによる集合処理施設の整備を図るとともに、合併処理浄化槽設置に対する補助制度により個別処理施設の普及を進め、2017（平成 29）年度には汚水処理人口普及率が77.8%まで増加しています。

今後も周辺自治体との連携を図り、河川流域全体での総合的な対策を進め、河川環境と水質の保全に努めていく必要があります。

• 河川水質（BODの経年変化）



資料：南会津町河川水質測定調査結果（環境水道課）

■ 施策の進め方

本町では、治水対策を前提とした河川整備の中で、水辺の特性に応じながら野生生物への配慮や親水性の確保に努めます。

本町は阿賀川と伊南川の源流域に位置することから、河川の水質調査を実施し、水質汚濁について監視を行います。また、公共下水道や合併処理浄化槽設置などの排水処理に努め、環境負荷の低減を図ります。

町内の井戸水や湧水についても水質調査を行い、水質の保全に努めるとともに情報の提供を行います。

◆ 環境指標

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)
污水処理人口	12,375人	12,500人
污水処理人口普及率	77.8%	88.5%
環境基準達成項目数(河川) ^(注1) 阿賀川(田島地域) 館岩川(館岩地域) 伊南川(伊南地域) 伊南川(南郷地域)	7/7項目 7/7項目 7/7項目 7/7項目	現状維持
水質基準達成項目数(湧水) ^(注2) 嶽清水(田島地域) 水引の清水(館岩地域) 舞台の清水(伊南地域) 高清水(南郷地域)	13/13項目 13/13項目 13/13項目 13/13項目	現状維持

注1 前計画の評価項目数を5項目から7項目へ変更した。

注2 前計画の評価箇所数を項目数へ変更した。

環境基準調査項目(河川)

生活環境の保全に関する環境基準で定められている下記の項目について、河川がきれいに保たれていることを確認しています。また、植物プランクトンなどの発生に関わる全窒素と全リンについては、下流域に位置している大川ダム貯水池の基準値を基に評価しています。

- ・水素イオン濃度(pH)
- ・溶存酸素量(DO)
- ・全窒素(T-N)
- ・生物化学的酸素要求量(BOD)
- ・大腸菌群数
- ・全リン(T-P)
- ・浮遊物質量(SS)

水質基準調査項目(湧水)

水道法に基づく水質基準(飲用)で定められている下記の項目について、飲料水として適していることを確認しています。

- ・一般細菌
- ・カルシウム、マグネシウム等(硬度)
- ・味
- ・大腸菌
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・臭気
- ・蒸発残留物質
- ・水素イオン濃度(pH)
- ・色度
- ・鉄及びその化合物
- ・有機物質(全有機炭素の量)
- ・濁度
- ・塩化物イオン

■ 具体的な取り組み

【 水辺の環境整備 】

- ・ 河川における清掃活動などを実施し、河川周辺の美化を図ります。
- ・ 災害復旧事業や河川整備において、自然環境への配慮や安全性を考慮します。
- ・ 水辺とふれあえる機会を増やし、親水事業などに取り組みます。

【 下水道などの整備 】

- ・ 公共下水道や農・林業集落排水の整備を進め、下水道への接続率向上を図ります。
- ・ 合併処理浄化槽の設置にあたり補助金を交付します。
- ・ 下水道などの普及促進に向けた啓発活動を実施します。

【 湧水の保全対策 】

- ・ 湧水に関する情報を収集・整理します。
- ・ 湧水の解説案内板などを整備します。

【 調査・研究 】 **重点項目**

- ・ 河川・湧水の水質調査を継続的に実施します。
- ・ 河川・湧水の水質汚濁時には原因究明に努めます。
- ・ 河川・湧水についての情報を収集・整理します。

【 町民が行う取り組み例 】

- ・ 河川の清掃活動への協力やごみの持ち帰りを心がけます。
- ・ 公共下水道や農・林業集落排水などへの接続、合併処理浄化槽設置などの排水処理に努めます。
- ・ 湧水地やその周辺の環境保全に努めます。
- ・ 河川・湧水についての情報提供に協力します。

【 事業者が行う取り組み例 】

- ・ 水辺環境の清掃活動や維持管理活動へ積極的に協力します。
- ・ 事業所からの排水を適正に処理します。
- ・ 公共下水道や農・林業集落排水などへの接続、合併処理浄化槽設置などの排水処理に努めます。

【 滞在者が行う取り組み例 】

- ・ 利用した際には、ごみの持ち帰りを心がけるなど、河川を汚さないように努めます。

■ 重点項目

取組項目	調査・研究
ビジョン	きれいな河川と湧水が維持されています。

目的	水質汚濁のないきれいな河川と湧水を目指します。
主体	行政（環境水道課）
効果	定期的な水質調査を行うことで、水質の異常及び原因について早期発見につながる。 きれいな水質が保たれることで、安心して水を活用できる。

課題

水質調査結果の公表による水質への不安解消



実施内容

1. 河川・湧水の水質調査を継続的に実施します。
 - 町内河川の上流・下流部における定期的な水質調査の実施
 - 町内4地域の河川における定期的な水質調査の実施
 - 旧鉱山跡地やゴルフ場周辺などにおける定期的な水質調査の実施
 - 町内湧水における定期的な水質調査の実施
 - 水質調査結果の公表
2. 河川・湧水の水質汚濁時には原因究明に努めます。
 - 調査結果により必要に応じて、原因究明に向けた追加調査を実施
 - 周辺状況の変化などについて情報収集の実施
3. 河川・湧水についての情報を収集・整理します。
 - 町内の河川や湧水について情報収集の実施
 - 収集した情報を基に河川・湧水地図の作成



伊南川

4-4. 放射線対策を推進し、健康で安心な生活環境をつくります

■ 現状と課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、広範囲に放射性物質が放出され、自然環境の汚染や健康への影響が危惧されてきました。

本町の空間線量[※]は低い値で推移していますが、町民の健康への影響に対する不安や、風評被害による農林産物の販売数量の低下、観光客の減少などの深刻な影響を受けています。本町では、水質や土壌などの放射性物質調査や空間線量のモニタリング調査を実施し、調査結果を公表することで健康への不安の軽減と風評被害の払拭に努めています。しかしながら、山菜のコシアブラから食品衛生法で定められた濃度を超える放射性物質が検出されるなどの影響が残っており、今後も放射線の健康への影響調査や風評被害の払拭に向けた取り組みなどを続けていく必要があります。

また、産業分野の発展における利便性の向上に伴い、多種多様な化学物質の使用による人の健康と生態系への影響や環境リスクが懸念されています。前計画における施策として、化学肥料や農薬の使用など、農家への栽培指導や助言を行うなど、環境保全型農業の推進に取り組みましたが、環境意識調査では、「農薬に関する安全性」について、6割以上の町民が不安を感じているという結果となりました。

南会津保健福祉事務所の一般環境大気測定局[※]において浮遊粒子状物質[※]や光化学オキシダント[※]、PM2.5[※]の常時監視が行われており、光化学オキシダントについては環境基準を満足していません。今後は、光化学オキシダントの原因物質とされている炭化水素類や、揮発性有機化合物（VOC）[※]の排出について、抑制や注意喚起を行うとともに、国や県、周辺自治体との連携を図り、大気汚染状況の監視や対策を講じる必要があります。

※ 【空間線量】

空間における放射線の量（強さ）であり、一般に大気などからのガンマ線などが含まれる。

※ 【一般環境大気測定局】

大気汚染の状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものをいう。

※ 【浮遊粒子状物質】

大気中に浮遊する粒径が10 μ m以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。

※ 【光化学オキシダント】

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾンなどの酸化性物質の集合体。

※ 【PM2.5】

自動車や工場などの燃料燃焼などから発生する、大気汚染の原因となる微小粒子状物質で、粒径が2.5 μ m以下のものこと。

※ 【揮発性有機化合物（VOC）】

常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。

■ 施策の進め方

放射性物質の調査などを継続的に実施し、調査結果の公表を行うことで健康への不安の軽減を図ります。また、放射線に関する情報提供により、知識の普及に努めます。

大気汚染などの公害に対しては、継続的な調査・監視を行います。また、農薬などの化学物質については、適正な使用・管理の指導を行います。

◆ 環境指標

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)
空間線量の定期モニタリング (町内110箇所)	1回/月	現状維持
町役場公用車における低公害車 導入台数	10台	15台
公共交通機関における低公害車 導入台数	0台	5台
公害苦情の件数	3件	低減させる
ダイオキシン類環境基準(大気、 河川水質・地下水、土壌)	100%	現状維持

■ 具体的な取り組み

【放射線対策】

- ・ 空間線量のモニタリング調査を実施し、調査結果を公表します。
- ・ 食品や土壌などの放射性物質濃度を測定します。
- ・ 携帯空間線量計の貸し出しを行います。
- ・ 国や県と連携し、放射線に関する情報の収集・提供を行います。

【公害対策】

- ・ 公用車に低公害車を導入します。
- ・ 環境パトロールを実施し、公害の未然防止に努めます。
- ・ 公害発生時には、関係機関と連携し、適切に対応します。

【化学物質対策】 **重点項目**

- ・ PRTR制度^{*}に基づき、化学物質の環境への排出や管理状況などの把握に努めます。
- ・ 農薬などの化学物質の適正な使用について、指導を行うとともに、必要に応じて情報提供を行います。
- ・ 環境保全型農業を推進するとともに、遊休農地の有効活用を検討・推進します。
- ・ 化学物質の環境への影響について調査します。

^{*} 【PRTR制度】

行政が事業者からの報告に基づいて、化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のこと。

【 町民が行う取り組み例 】

- ・ 放射線に関する知識を高めます。
- ・ 公共交通機関や徒歩、自転車を利用した生活を心がけます。
- ・ 低公害車の導入やアイドリングストップ[※]などを心がけます。
- ・ 家庭などでごみの焼却や野焼きをしないように努めます。
- ・ 近隣の環境や時間帯を考慮した生活音づくりを心がけます。
- ・ 減農薬・減化学肥料や有機栽培[※]によりつくられた農作物を購入します。
- ・ 化学物質の環境への影響について、情報提供に協力します。

【 事業者が行う取り組み例 】

- ・ 放射線に関する知識を高め、安全な商品管理に努めます。
- ・ 公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- ・ 低公害車の導入やアイドリングストップなどを心がけます。
- ・ 近隣の環境に配慮し、防音機能の強化など施設の改善に努めます。
- ・ 農薬や化学肥料の使用量低減化に努めます。
- ・ 化学物質の使用状況などについて、情報提供に協力します。

【 滞在者が行う取り組み例 】

- ・ 公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- ・ 自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。
- ・ レジャーにおける騒音に配慮します。



空間線量測定

※ 【アイドリングストップ】

大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が1996（平成8）年から開始した運動であり、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止めるなどがあげられる。

※ 【有機栽培】

化学的に合成された肥料や農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

■ 重点項目

取組項目	化学物質対策
ビジョン	化学物質対策により、健康不安のない安心なまちになっています。

目的	化学物質の調査などを行い、不安の軽減を目指します。
主体	事業者、行政（環境水道課、農林課）
効果	農薬などの化学物質の適正な使用・管理が行われることで、食品や環境への影響が軽減され、公害の未然防止にもつながる。

課題

農薬などの化学物質の使用状況や管理体制などの把握

実施内容

1. PRTR 制度に基づき、化学物質の環境への排出や管理状況などの把握に努めます。
 - PRTR 制度に基づく調査・研究
 - PRTR 制度に基づく情報公開
2. 農薬などの化学物質の適正な使用について、指導を行うとともに、必要に応じて情報提供を行います。
 - 事業者に対する適正な指導の実施
 - 化学物質に対する正確な情報提供
3. 環境保全型農業を推進するとともに、遊休農地の有効活用を検討・推進します。
 - 化学農薬や化学肥料を削減した栽培技術の普及・促進
 - リサイクルを基本とした農業用使用済プラスチックの適正処理の促進
 - 農作物のバイオマスとしての有効利用についての情報収集や導入の検討
4. 化学物質の環境への影響について調査します。
 - 化学農薬や化学肥料などの環境への影響に関する情報収集
 - 町内における化学物質の環境への影響に関する調査実施

4-5. 資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指します

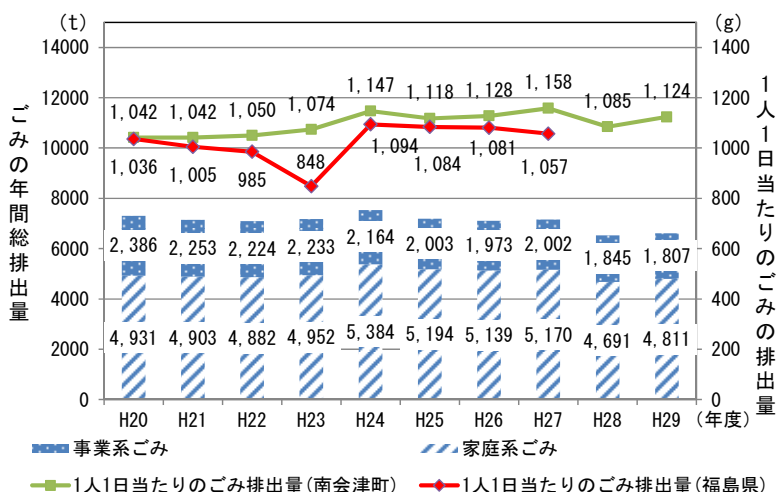
■ 現状と課題

限りある資源を有効活用し、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の構築が求められています。本町でも、ごみの発生抑制やリサイクル率の向上へ向けた取り組みや、広域化計画での廃棄物の適正処理を推進するため、田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合を統合し、新たに南会津地方環境衛生組合を設立して効率的な事業の運営に努めています。しかしながら、2017（平成29）年度における1人1日当たりのごみ排出量は1,124g（うち家庭系ごみ817g）、リサイクル率は12.1%であり、前計画における目標の達成には至りませんでした。

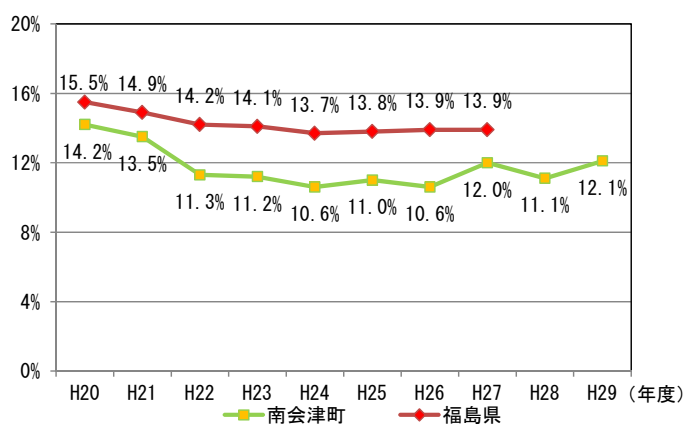
不法投棄については、地区単位で不法投棄パトロールなどに取り組んでいます。山間地域で人目につきにくいという地理的特性もあり、不法投棄が絶えないという課題があります。

今後は、廃棄物などの発生抑制、再使用、リサイクルの取り組みを強化し、ごみの適正処理やごみの減量化、リサイクル率の向上を図っていくとともに、不法投棄への監視を強化していく必要があります。

・ 1人1日当たりのごみ排出量



・ リサイクル率



資料：福島県の一般廃棄物処理の状況、南会津町環境水道課資料

■ 施策の進め方

限りある資源を有効活用し、持続可能な循環型社会の構築に向けて、町民、事業者がごみの発生抑制の重要性を理解し、行動に移すための普及啓発など、ごみの発生抑制を推進する取り組みを強化します。また、再使用についての普及啓発を行うとともに、ごみ分別の促進などによりリサイクル率の向上に努めます。

不法投棄については、監視体制の強化や地域と連携したパトロールを実施するなどの対策に取り組んでいきます。

◆ 環境指標

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)
町民1人1日当たりのごみ排出量	1,124 g	935 g
リサイクル率	12.1 %	21.0 %

■ 具体的な取り組み

【 ごみの発生抑制 】 **重点項目**

- ・ 公共施設などにおいて、率先的にごみの減量化に取り組めます。
- ・ レジ袋などの使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを行います。
- ・ 過剰包装の削減に向けた取り組みを行います。
- ・ 事業所での食品廃棄物[※]や家庭の食べ残しなどの食品ロス[※]の削減に向けた取り組みを検討します。
- ・ ごみの減量化についての普及啓発に取り組めます。

【 再使用・リサイクル 】

- ・ ごみの出し方や分別方法についての普及啓発に取り組めます。
- ・ ごみの再使用やリサイクルについての普及啓発に取り組めます。
- ・ 生ごみや下水汚泥、家畜排せつ物などのたい肥化について取り組めます。
- ・ 家庭での生ごみの処理についての支援を検討します。

【 不法投棄対策 】

- ・ 不法投棄監視パトロールを実施します。
- ・ 地域や企業、学校などでの環境美化活動などを支援します。

※ 【食品廃棄物】

食品の製造・加工・流通・消費などの際、廃棄される食品の総称。

※ 【食品ロス】

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しや食材の余りなどが主な原因。

【 町民が行う取り組み例 】

- ごみの発生抑制や再使用に取り組みます。
- 商品購入時、過剰包装を断ります。
- ごみカレンダーやごみ分別辞典に記載されたルールを守ります。
- リサイクルのために、正しく分別を行います。
- 生ごみの自家処理に努めます。
- 土地所有者は不法投棄をされないよう対策に努めます。

【 事業者が行う取り組み例 】

- 梱包や包装の簡素化を進め、廃棄物を減らします。
- 食品の廃棄を減らすように努めます。
- 産業廃棄物は適正に処理します。

【 滞在者が行う取り組み例 】

- 商品購入時、過剰包装を断ります。
- 町のごみ分別に協力し、ごみ捨てマナーを守ります。



廃棄物処理作業

■ 重点項目

取組項目	ごみの発生抑制
ビジョン	ごみの量が減り、環境負荷の少ないまちになっています。

目的	循環型社会の構築に向けたごみの減量化を目指します。
主体	町民、事業者、南会津地方環境衛生組合、行政（環境水道課）
効果	限りある資源を有効活用することで、循環型社会の形成に寄与する。 ごみの発生が抑制されることで環境への負荷が低減する。

課題

ごみの発生抑制を推進する取り組みの強化、普及啓発の強化

実施内容

1. 公共施設などにおいて、率先的にごみの減量化に取り組みます。
 - 環境に配慮したコピーや印刷などの推進
 - ペーパーレスシステムの推進
 - 使い捨て製品の使用自粛
2. レジ袋などの使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを行います。
 - 使い捨てプラスチック食器類の削減に向けた普及啓発
 - レジ袋の使用削減対策
 - イベントなどにおける使い捨てプラスチック削減に向けた取り組みの検討
 - 使い捨てプラスチックによる環境汚染の知識普及
3. 過剰包装の削減に向けた取り組みを行います。
 - 事業者に対する過剰包装削減に向けた普及啓発
 - 家庭に対する過剰包装断り運動の普及啓発
4. 事業所での食品廃棄物や家庭の食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取り組みを検討します。
 - 事業者に対する食品廃棄物の減量化に向けた情報提供（3分の1ルール*の見直しや食品リサイクルなど）
 - 家庭に対する食品ロスの削減に向けた普及啓発
 - 食品ロスについての情報提供
5. ごみの減量化についての普及啓発に取り組みます。
 - 各種イベントなどにおける、ごみや環境に関する普及啓発イベントの実施
 - 学校教育や家庭教育への情報提供

* 【3分の1ルール】

製造日から賞味期限までの期間を3等分して納品期限や販売期限を設定するというもの。

4-6. 地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します

■ 現状と課題

近年、夏の異常高温による農作物への被害や、時間雨量 50mm を超えるような集中豪雨の増加、熱中症で搬送される人の増加などの温暖化の影響と考えられる現象が生じています。

日本は、2015（平成 27）年度に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）※を踏まえ、「2030（平成 42）年度までに 2013（平成 25）年度比 26%減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を掲げており、自治体や住民、事業者による一層の取り組みの推進が求められています。

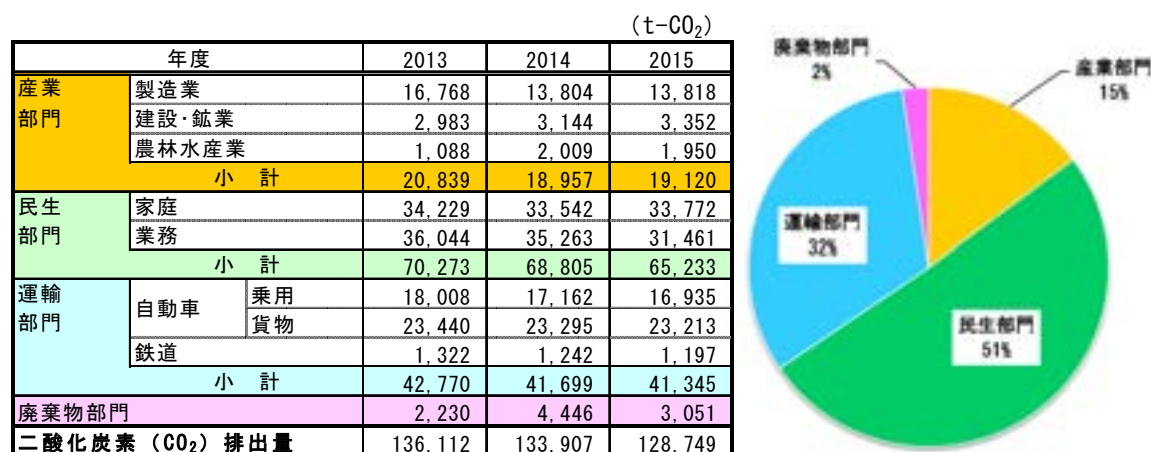
本町における温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。運輸部門、民生部門が全体の 8 割以上を占めており、低公害車の導入やエコドライブなどの取り組み、省エネルギー行動による電力使用量の削減などが必要です。

エネルギー政策では、東日本大震災以降見直しが図られ、節電をはじめとする省エネルギー対策が課題となっています。また、環境意識調査においても町民、事業者ともに、地球温暖化などの地球環境問題や再生可能エネルギーの推進について高い関心を集めています。

本町では、2007（平成 19）年に策定した「南会津町地域新エネルギービジョン」に基づき、公共施設への太陽光などの自然エネルギーや木質バイオマス、雪氷冷熱などの地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を行っています。

今後は、国の目標を踏まえた地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策への取り組み強化や、気候変動への対応も行っていく必要があります。また、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などのエネルギー政策の推進も図っていきます。

・ 南会津町の二酸化炭素排出状況



資料：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省）

※ 【国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）】

気候変動枠組条約について協議する国連会議。COP という語自体は、ある条約に関する締約国の会議を意味する語であるが、一般的には地球温暖化対策について国際的に協議する会議を指す。

■ 施策の進め方

地球温暖化対策として、地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減を目指します。また、地域特性を活かした木質バイオマスや雪氷冷熱などの再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、省エネルギー行動の普及啓発を実施します。

地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境や人間社会への深刻な影響が生じる可能性が高まってきていることから、気候変動に伴う影響に対して、適応策を講じ、町民や事業者への普及啓発を実施します。

◆ 環境指標

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)
庁内における温室効果ガス排出量 (2013(平成25)年度基準)	「地球温暖化対策実行計画」 未策定	「地球温暖化対策実行計画」 において定める
再生可能エネルギー利用設備数 (累計) ※木質資源利用ボイラーも含める	24 箇所	35 箇所
住宅用太陽光発電システム 補助件数(累計)	92 件	150 件

■ 具体的な取り組み

【 地球温暖化防止対策 】

- ・ 「地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を推進します。
- ・ 公共施設におけるエネルギー効率のよい施設整備を推進します。
- ・ カーボン・オフセットなどの取り組みを検討します。
- ・ 省エネルギー行動の普及啓発を進めます。

【 再生可能エネルギーの利用促進 】 **重点項目**

- ・ 公共施設などへ再生可能エネルギー設備の積極的な導入を図ります。
- ・ 住宅用太陽光発電システムの利用促進のため支援を行います。

【 気候変動への適応策 】

- ・ 気候変動による影響について、情報の収集と公表を行います。
- ・ 熱中症予防の普及啓発と注意喚起を実施します。
- ・ 気候変動に対応した農業技術の情報収集と普及啓発に努めます。
- ・ 防災・減災対策などの自然災害対策を推進します。

【 町民が行う取り組み例 】

- 公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- 自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。
- 家電製品を購入する際には、省エネルギーに配慮した家電製品などを購入します。
- 夏場の外出時などには、熱中症対策を心がけます。
- 自然災害に備え、防災対策に努めます。

【 事業者が行う取り組み例 】

- 公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- 自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。
- 事業所における省エネルギー行動を促進します。
- 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- 工場廃熱など未利用エネルギーの有効活用を検討します。
- 夏場の作業時などには、熱中症対策を心がけます。
- 自然災害に備え、防災対策に努めます。

【 滞在者が行う取り組み例 】

- 公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- 自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。

■ 重点項目

取組項目	再生可能エネルギーの利用促進
ビジョン	再生可能エネルギーが普及し、環境にやさしいまちになっています。

目的	地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を目指します。
主体	町民、事業者、行政（環境水道課、農林課）
効果	再生可能エネルギーの導入が進むことで、温室効果ガスの排出量削減に寄与する。 エネルギー自給率が向上することで、災害に強いまちの形成に寄与する。

課題

地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入、イニシャルコストの低減化



実施内容

1. 公共施設などへ再生可能エネルギー設備の積極的な導入を図ります。
 - 「南会津町地域新エネルギービジョン」などに基づく設備の導入
 - 林業成長産業化に向けた地域構想に基づく木質バイオマスエネルギーの導入
 - 公共施設などの改修・建設時における再生可能エネルギーの導入
 - 再生可能エネルギー設備の導入に係る財源確保
2. 住宅用太陽光発電システムの利用促進のため支援を行います。
 - 住宅用太陽光発電システム設置費補助の実施



木質チップボイラー
(会津高原リゾート)

第5章

地域別環境づくりの 方向性

5-1. 田島地域

5-2. 館岩地域

5-3. 伊南地域

5-4. 南郷地域

第5章 地域別環境づくりの方向性

第4章までは本町全体の環境について述べてきましたが、町内においても各地域の環境要素や土地利用形態などの環境特性の違いに伴い、環境づくりが異なってきます。

環境基本計画では、地域の環境特性を活かした環境づくりを行うため、日常生活圏となる地域を勘案し、地域別の環境づくりの方向性を示します。

5-1. 田島地域

田島地域は、古くから人やものが行き来する会津西街道沿線に位置しており、現在も会津・野岩鉄道の主要駅があるほか、4本の国道が通っているなど、地域交通の拠点となっています。さらに、商業や医療などのサービス産業が集積し、国や県の出先機関も置かれるなど、経済面や行政面においても南会津地方の中心地としての機能を有しています。

国指定天然記念物である駒止湿原や七ヶ岳をはじめとする自然資源や日本三大祇園祭の一つである会津田島祇園祭、嶋山城跡などの歴史的資源、会津高原だいらスキー場や会津山村道場などのレジャー型の観光資源を有しています。

会津田島駅の利用や主要道路網が整備されることで、自然資源や歴史的資源、観光資源を活かした体験型観光などにより、多くの滞在者を含めた環境活動への協力の呼びかけ拠点になると考えられます。また、鉄道・バスなどの公共交通機関を活かした環境対策、社会資本整備における環境配慮にも心がけていきます。



会津田島祇園祭

5-2. 舘岩地域

舘岩地域は、県内でもリゾート地として有名な会津高原リゾート周辺に、スキー場を中心としてゴルフ場や宿泊施設が整備されています。

尾瀬国立公園である田代山湿原をはじめとする自然資源や重要伝統的建造物群保存地区である前沢曲家集落などの歴史的景観、会津高原たかつえスキー場や会津高原たかつえカントリークラブなどの大型レジャー施設といった観光資源を有しています。

豊富な自然資源との調和や美しい景観を維持し、滞在者を含めた環境教育・学習や環境交流の場として活用していきます。また、伊南川の最上流地域に位置していることから、農薬の適正な使用・管理など下流域への影響を防ぐ取り組みを行います。



前沢曲家集落

5-3. 伊南地域

伊南地域は、清流である伊南川とそれに沿って走る国道 401 号と 352 号が地域の中央を通っており、古町地区を中心として、市街地にふさわしい住宅及び商業環境の整備促進を図ることのできる土地利用が進められています。

伊南川や三ツ岩岳などの自然資源や国指定重要有形民俗文化財である大桃の舞台などの歴史的資源、小豆温泉や古町温泉をはじめとした観光資源を有しています。

また、アユ釣りのメッカとして多くの釣り人が訪れており、伊南川沿いに形成されてきた集落群と川との共生を図る必要があることから、河川環境を保全する取り組みを行います。



アユ釣り

5-4. 南郷地域

南郷地域は、伊南川が中央を流れており、地域を代表する農作物である「南郷トマト」の産地です。南郷トマトの生産農家がエコファーマー※を認証取得するなどの環境にやさしい農業に取り組んでいます。

ヒメサユリに代表される高清水自然公園や宮床湿原などの自然資源、さかい温泉や山口温泉などの観光資源を有しています。

ヒメサユリやニッコウキスゲ、福寿草などの群生地は、観光資源としても重要な役割を担っているため、地域が一体となった自然資源の保全と利用を進めていきます。



ヒメサユリ

※ 【エコファーマー】

環境にやさしい農業を進めるため、1999（平成 11）年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、堆肥などによる土づくりと化学肥料、化学農薬の使用を低減する生産方式を導入しようとする農業者を「エコファーマー」として知事が認定する制度。「エコファーマー」になると農業改良資金の貸付に関する特例や税制上の特例が受けられる。



南会津町の地酒

第6章

環境基本計画の進行管理

6－1.計画の推進方策

6－2.計画の推進体制

6－3.進行管理の仕組みと手順

第6章 環境基本計画の進行管理

6-1. 計画の推進方策

望ましい環境像の実現に向けて、環境基本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体の自主的・積極的な取り組みと、参加と協働による地域ぐるみのパートナーシップの形成は欠かせません。そこで、各主体の取り組みの実効性を確保していく上で、計画の進行管理が重要となります。

計画を円滑に推進していくため、以下の取り組みを進めていきます。

■ より多くの町民・事業者・滞在者への環境に関する理解の促進

計画を推進していくためには、町民や事業者などに環境基本計画の内容や各種の関連施策などについて、より理解を深めてもらうことが重要です。本町では、広報やホームページ、解説案内版、パブリックコメント^{*}などの各種手段を通じて、環境分野に関する様々な情報を広く提供し、環境行動の輪を広げます。

また、滞在者への理解促進については、環境基本計画の概要や滞在者の役割について、観光地への案内板設置、宿泊施設へのリーフレット設置などを実施していきます。

■ 環境に関する情報や意見の受け皿づくり

本町において、取り組みを進めるためには、家庭や集落をはじめとする地域組織の関わりが重要です。普段生活していく中で感じとれる問題点や課題、守るべき自然環境、改善提案など、身近な環境を取り上げ、伝えるための受け皿となる組織をつくり、皆で考えながら取り組みを進めます。

■ 環境に関する調査・監視などの充実

環境に関する調査・監視などは、本町に残る自然環境や人の活動に伴い様々な変化する環境問題を的確に把握し、複雑化・広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となるものです。望ましい環境像に向けて、環境に関する調査・監視などの着実な推進を図ります。

^{*} 【パブリックコメント】

行政の政策立案過程で住民の意見を聞く制度で、行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を聞いておき、それを意思決定に反映させるために行う。

■ 環境学習の推進と町民などの参加促進

町民などによる環境活動を活かすとともに、環境情報の整備を進め、環境教育・学習の充実を図り、環境に関する議論が活発に行われるような仕組みをつくります。

環境活動の芽が育ち、町全体の取り組みとしてその輪を大きく広げるために、町民や事業者などによる活動を支援する仕組みづくりを行い、各主体の参加と協働により、パートナーシップを築きながら活動を積極的に展開します。

■ 国や福島県、周辺自治体、関係機関などとの連携・協力体制の構築

町が単独で対応することが難しい取り組みについては、国や県、周辺自治体、関係機関などとの連携を図りながら対応します。また、本町の自然資源の活用や環境保全を視野に入れた地域間交流づくりにも努めます。

6-2. 計画の推進体制

環境基本計画を推進し、点検・評価していくための組織体制は次のとおりとし、これらを円滑に運営していきます。

■ 南会津町環境審議会

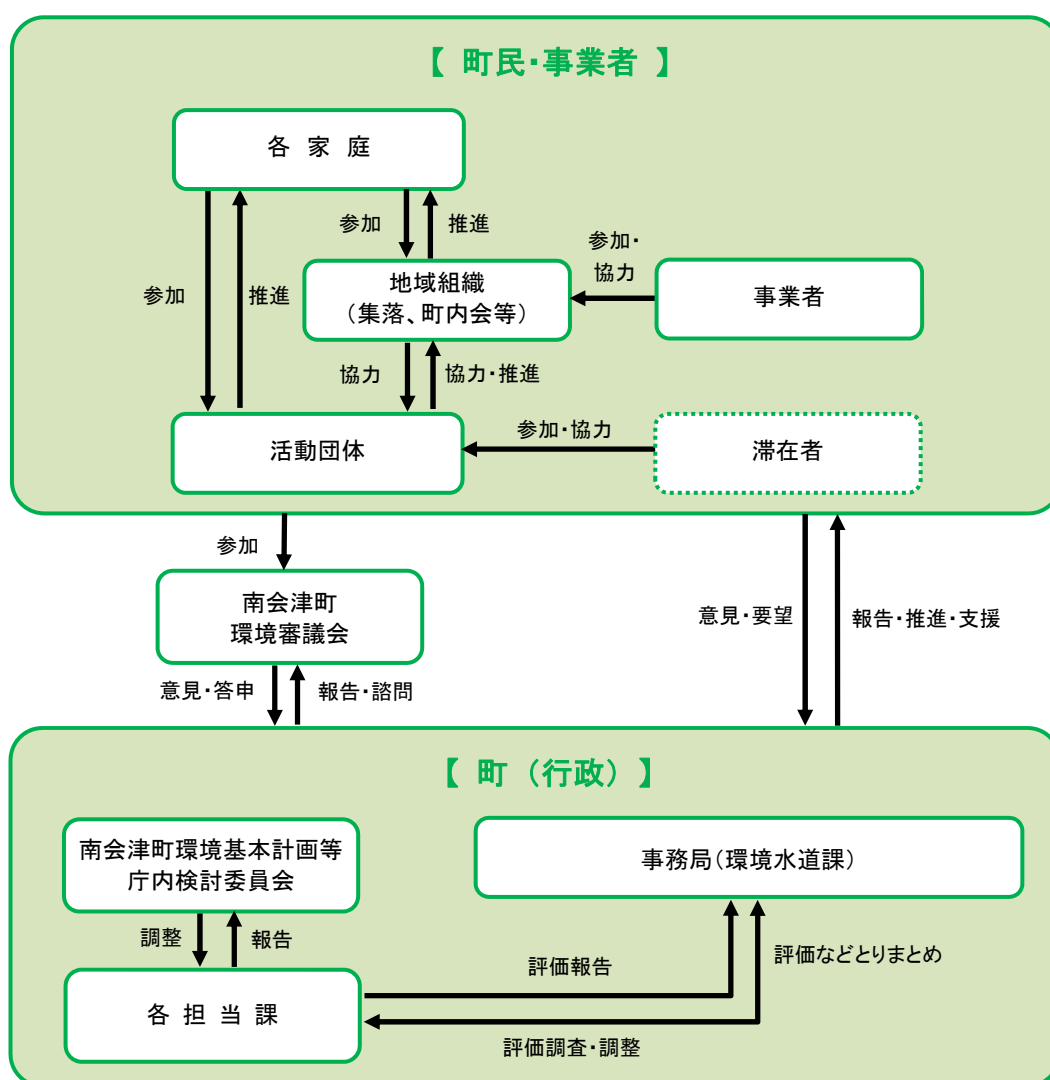
「南会津町環境審議会」は町民によって構成される組織です。

環境の保全と創造に関する基本的事項や重要事項などについて調査・審議するとともに、環境基本計画の進捗状況について評価し、見直し方針などを検討します。

■ 南会津町環境基本計画等庁内検討委員会

「南会津町環境基本計画等庁内検討委員会」は副町長を長とし、環境施策に関連する担当課などの課長職によって構成します。環境行政全般にかかわる全庁的な調整、環境基本計画に関わる進行管理などを行います。

◆ 計画の推進体制



6-3. 進行管理の仕組みと手順

■ 「環境年次報告書」を通じた毎年度のPDCA サイクル

環境目標の達成状況及び環境施策の取り組み状況などについて取りまとめた「環境年次報告書」を毎年度作成し、町民や事業者などに公表することにより、各主体の参加のもとで進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

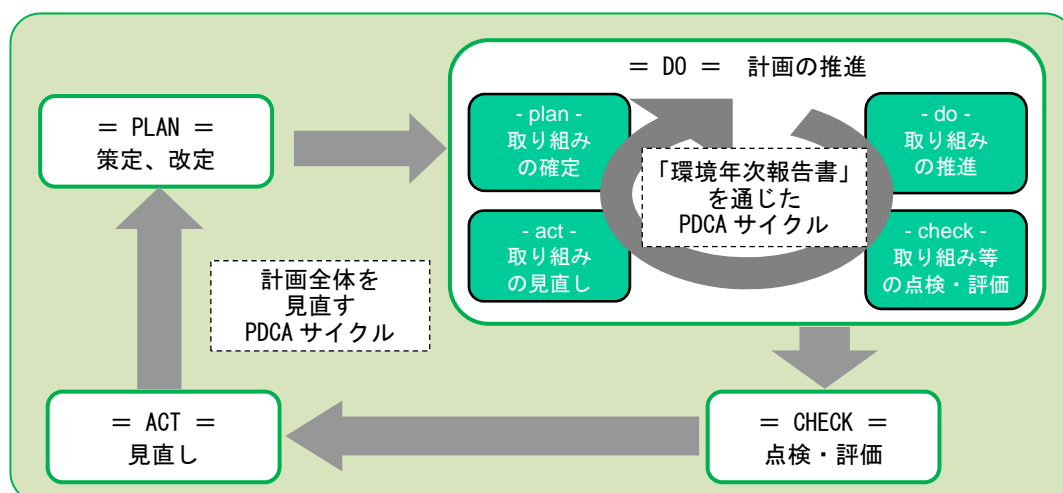
P 計画立案	予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。
D 実践	「環境年次報告書」を通じて、取り組みを推進します。
C 点検・評価	環境の現況及び環境指標の点検、環境の保全と創造に関する施策の進捗状況の点検、「環境年次報告書」の作成などを行います。
A 見直し	翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。

■ 計画全体を見直すPDCA サイクル

今後の社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、町民などの環境に対する価値観の変化などへ適切に対応するため、概ね5年ごとに計画全体に関わる見直しを行います。その際は、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮しながら意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表していきます。

P 計画立案	環境基本計画策定時は、望ましい環境像、個別目標、環境施策などを示します。改定の際は、その見直しを行います。
D 実践	環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する取り組みを各主体が進めます。
C 点検・評価	「環境年次報告書」をもとに、計画の点検・評価を行います。
A 見直し	環境基本計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

◆ 進行管理の仕組み





資料編

- 1.南会津町環境基本条例
- 2.町の概要
- 3.住民・事業者意識調査結果
- 4.環境指標及び環境施策一覧
- 5.環境基準等
- 6.環境審議会委員等
- 7.環境基本計画の検討経過
- 8.諮問・答申

1 南会津町環境基本条例

平成 20 年 1 月 28 日
条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策(第 9 条—第 19 条)

第 3 章 総合的推進のための施策(第 20 条—第 27 条)

附則

私たちの南会津町は、阿賀川と伊南川の源流域に位置し、三ツ岩岳や尾瀬国立公園の帝釈山や田代山湿原など、手付かずの自然の恵みの中で生活を営み、歴史を刻み、文化を築き上げてきました。

しかしながら、今日の社会経済活動の進展は、生活の利便性、快適性を高める反面、限りある資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の増大、水質汚濁、化学物質汚染等の環境問題を引き起こすとともに、地球温暖化など自然の再生能力や浄化能力を超える環境への負荷を地球に与え、深刻な影響を及ぼしています。

そこで、私たちは、自らの活動が環境に及ぼしている影響の重大さを再認識するとともに、この貴重な自然を残してくれた先人たちに感謝し、その願いや思いを受け継ぎ、そして未来の子どもたちへ良好なまま環境を引き継いでいくために、一人ひとりが新たな対応をしていかなければなりません。

このような認識の下に、町、町民、事業者、滞在者すべての参加と協働によって、豊かで恵まれた自然環境を中心とした良好な環境の保全と創造を進めるために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、町、町民、事業者、滞在者の役割を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、町の自然的社会的条件に応じた施策事項を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたり町民が健康で快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とします。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「環境の保全と創造」とは、環境保全上の支障を取り除き現在の環境を良好な状態に保つことにとどまらず、より積極的に良好な環境を作り出すことをいいます。
- (2) 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- (3) 「地球環境保全」とは、人の活動による河川の汚染、野生生物の種の減少、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で快適な生活の確保に寄与するものをいいます。

- (4) 「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や生活環境に関係する被害が生じることをいいます。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念に基づいて行うものとしします。

- (1) 環境の恵みを将来にわたり町民が享受できるとともに、良好な環境が継続して確保されるよう、適切に推進するものとしします。
- (2) 人と自然との共生を基本とし、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を構築するため、すべての者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に自主的かつ積極的に取り組むものとしします。
- (3) 地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活や事業活動において積極的に推進するものとしします。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に従って、環境の保全と創造のための施策を策定し、実施します。

2 町は、町民、事業者等との連携や協力の体制を構築し、それらが自発的に行う環境の保全と創造のための活動に対する支援に努めます。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に従って、日常生活において環境に配慮し、環境の保全と創造に自ら積極的に努めるものとしします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従って、事業活動において環境に配慮し、環境の保全と創造に自ら努めるものとしします。

2 事業者は、事業活動における製品の製造、運搬、使用、廃棄の過程に伴う環境への負荷を少なくするように努めるものとしします。

3 事業者は、事業活動を通じて得た環境の保全と創造に関する情報、知識等を、町、町民等に提供するように努めるものとしします。

(滞在者の協力)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念に従って、その滞在等に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全と創造に協力するものとしします。

(協働の責務)

第8条 町、町民、事業者、滞在者は、基本理念に従って、相互に連携し協力して行動するものとしします。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全と創造に関する町の総合的な計画として環境基本計画を定めます。

2 町長は、環境基本計画を定める場合は、町民、事業者の意見を聴くとともに、その意見を計画に反映させるための措置をとります。

3 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表します。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続きによります。

(年次報告書)

第10条 町長は、毎年、環境の現状、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表します。

(施策の基本指針)

第11条 町は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画に基づくとともに、環境の保全に配慮します。

2 前項の場合において、町は次の事項を実現するために、各種の施策相互の連携を図りつつ実施します。

(1) 野生生物の生態とその多様性の確保が適切に図られるとともに、森林、河川、湿原等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて人と自然が共生できるよう体系的に保全します。

(2) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持します。

(3) 地域の特性が活かされた良好な景観を形成するとともに、歴史的文化的遺産の保全を図ります。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献します。

(森林と緑地の保全)

第12条 町は、快適な生活環境の保全と野生生物の多様性の確保を図るため、森林と緑地の保全に関し必要な措置をとります。

(水辺環境の保全)

第13条 町は、町民等の身近にある河川、湿原等の良好な水辺環境の保全と創造に関し必要な措置をとります。

(野生生物の保全と保護)

第14条 町は、町内の野生生物の保全と保護に関し、その生息環境や生育環境の保全に配慮し、必要な措置をとります。

(生活環境の保全)

第15条 町は、人の健康の保護と生活環境の保全のため、監視や測定体制の整備、公害の未然防止、事故時の対応等に関し必要な措置をとります。

(化学物質による環境汚染対策の推進)

第16条 町は、環境に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質やそれによる環境汚染防止に関する知識の普及と啓発を図ります。

2 町は、安全な農産物の生産を図るため、必要な措置をとります。

3 町は、化学物質汚染を改善するため、必要な措置をとります。

(良好な景観の形成等)

第17条 町は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成と歴史的文化的景観の保全に関し必要な措置をとります。

(資源の循環的な利用の促進等)

第 18 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民、事業者等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置をとるとともに、再生資源や他の環境への負荷低減に役立つ原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置をとります。

(地球環境保全の推進)

第 19 条 町は、地球環境保全のための計画を定め、その普及と啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進します。

第 3 章 総合的推進のための施策

(環境教育の推進)

第 20 条 町は、町民、事業者等が環境の保全と創造についての理解を深めるために、学校、地域等において、環境に関する教育を推進します。

2 町は、環境に関する知識の普及と意識啓発のための措置をとります。

(環境情報の収集と提供)

第 21 条 町は、環境の保全と創造の推進に役立てるために必要な情報を収集し、その情報を適切な方法で提供します。

(意見の反映等)

第 22 条 町は、環境の保全と創造に関する重要な施策の策定や実施に当たって、町民、事業者の意見を聴取し、その施策への反映に努め、施策策定等への町民、事業者の参加を図ります。

2 町は、町民、事業者からの、施策に対する意見の申出や提案について検討し、可能な限り施策への反映に努めます。

(自発的活動の促進)

第 23 条 町は、町民、事業者等の自発的な環境の保全と創造のための活動を誘導し、支援するために必要と認めるときは、情報の公表や提供、環境教育と普及啓発の推進等を行うほか、仕組みの整備等を実施するものとします。

2 町は、前項の誘導や支援に当たって、町民、事業者等と町との連携の確保に努めるとともに、町民、事業者等の自主性を尊重します。

3 町は、地域や団体における環境の保全と創造を推進する核となる町民、事業者等の養成とこれらの者の組織化に努めます。

(監視等の実施)

第 24 条 町は、町内における環境の状況を的確に把握するため、必要な監視や測定を実施するよう努め、その結果を速やかに公表します。

(規制等の措置)

第 25 条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制や誘導の措置をとります。

2 町は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制や誘導の措置をとります。

3 前 2 項に定めるもののほか、町は、環境保全上の支障を取り除くため、必要な規制や誘導の措置をとります。

(財政上の措置)

第26条 町は、環境の保全と創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置をとります。

(国、県等との協力)

第27条 町は、環境の保全と創造を図るために広域的な取り組みを必要とする場合は、国、県、他の市町村や団体等と協力して施策を推進します。

2 町は、環境の保全と創造を推進するために必要があると認めるときは、国、県、他の市町村や団体等に意見を述べます。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行します。

〔平成19年12月14日 提出〕
〔平成19年12月20日 議決〕

2 町の概要

2-1. 位置

本町は、福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町、只見町、檜枝岐村、大沼郡の昭和村に隣接し、南は栃木県那須塩原市、日光市と接しています。2006（平成 18）年 3 月 20 日に田島町、館岩村、伊南村、南郷村が合併して誕生しました。

東西 43km、南北 38km にわたる本町の総面積は 886.47km² で、その約 92% が森林で占められています。

本町は、会津地方の中心、会津若松市まで約 45km の位置にあり、東北地方の南の玄関口となる地域です。

◆ 本町の位置

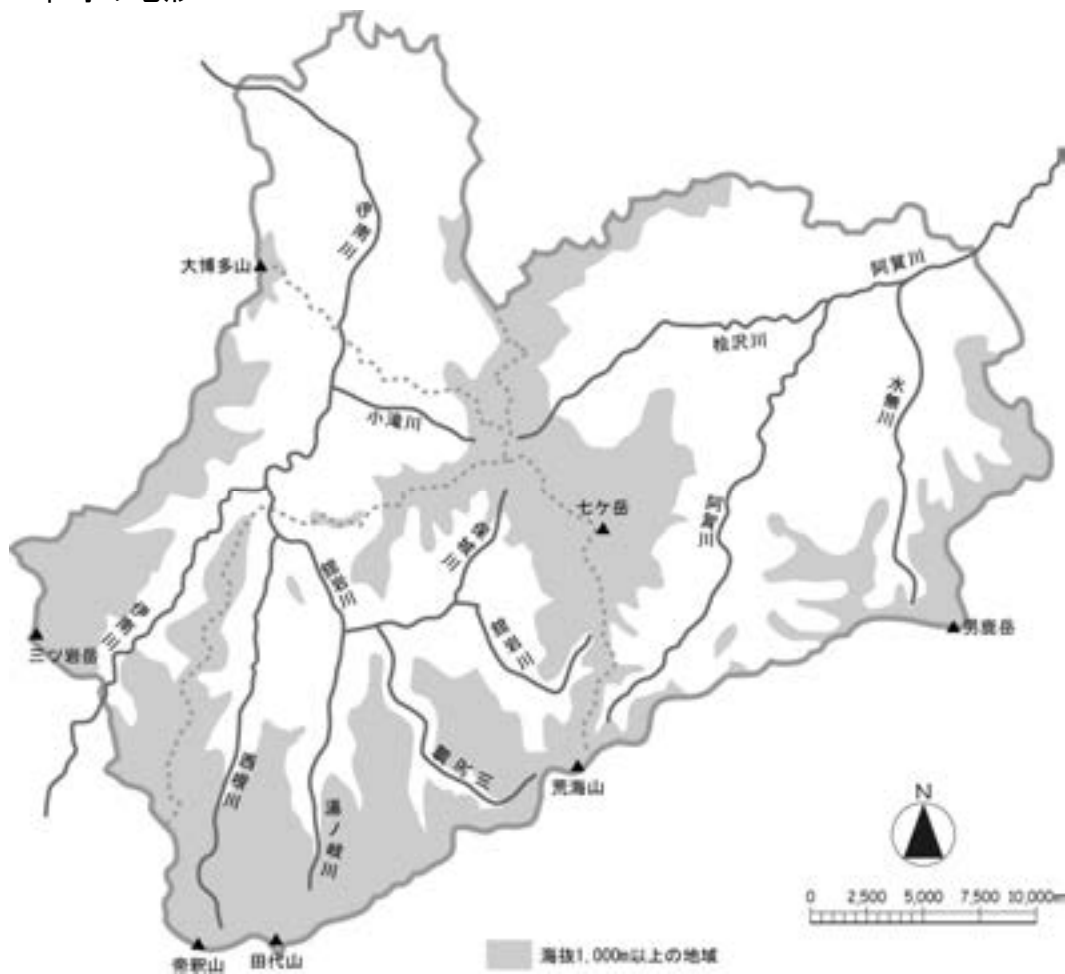


2-2. 地形

地形は、越後山系から連なる帝釈山（標高 2,059.6m）を最高峰に、四方を急峻な山に囲まれた山岳地帯で、本庁舎の標高も 550m となっています。河川は、荒海山を源とする阿賀川水系と尾瀬を源とする伊南川水系の 2 つを有し、水系とその支流である阿賀川や伊南川沿いに 5 本の国道が走り、集落が点在しています。

駒止峠と中山峠を境に東部の田島地域は阿賀川流域、西部の館岩地域、伊南地域、南郷地域は伊南川流域に分かれた農山村地帯です。

◆ 本町の地形



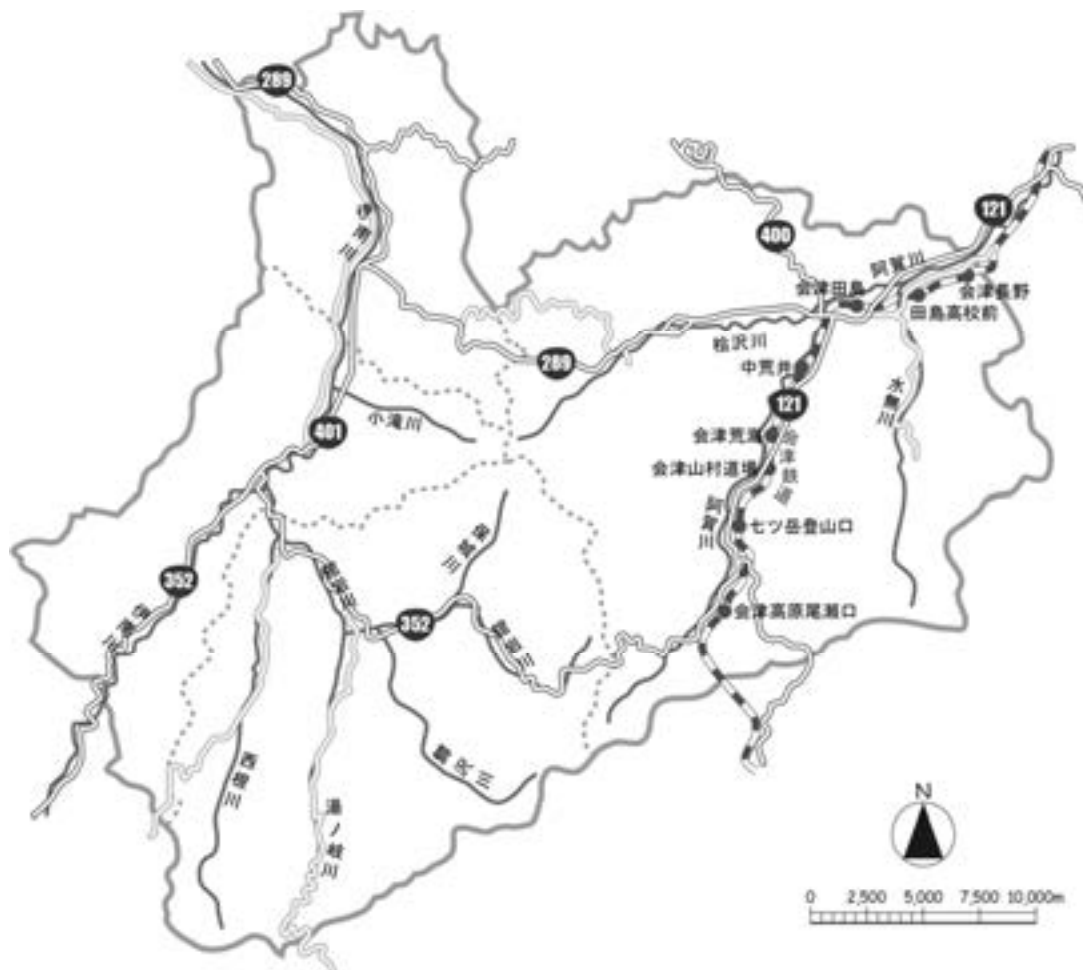
2-3. 交通

本町の道路体系は、国道121号を中心に289号、352号、400号、401号の5路線の国道が町内をドーナツ状に結び、周辺市町村へ延びています。また、1988（昭和63）年に国道400号尾頭トンネルが開通し、首都圏への交通網が整備されました。現在は会津縦貫南道路や栃木西部・会津南道路の整備が進められています。

鉄道については、1986（昭和61）年に野岩鉄道会津鬼怒川線が開通し、会津高原尾瀬口駅から新藤原駅までの30.7kmの区間で、東武鉄道路線及びJR東日本路線と連絡し、東武浅草駅及びJR新宿駅へ直結しています。2017（平成29）年には会津田島駅から浅草駅まで特急リバティ会津の直通運転が開始されました。また、会津線は会津高原尾瀬口駅から会津若松市の西若松駅まで57.4kmでJR東日本路線と連絡しています。

本町は会津地方と関東地方を結ぶ交通の要所にあるため、道路交通基盤の整備は観光や物流の地域経済の活性化にとって大変重要だといえます。

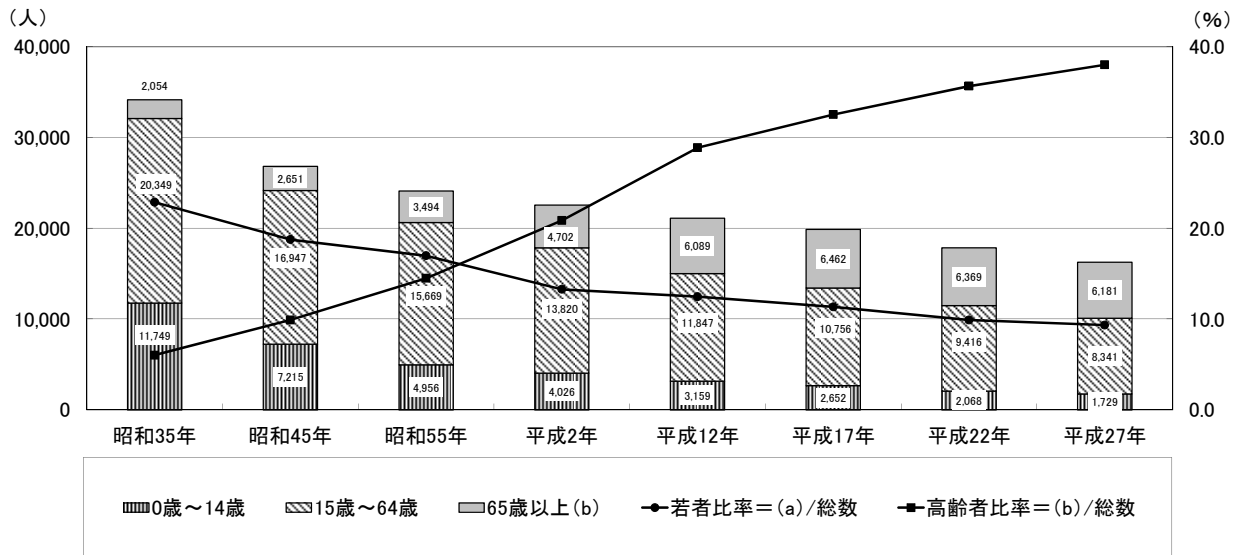
◆ 本町の交通



2-4. 人口

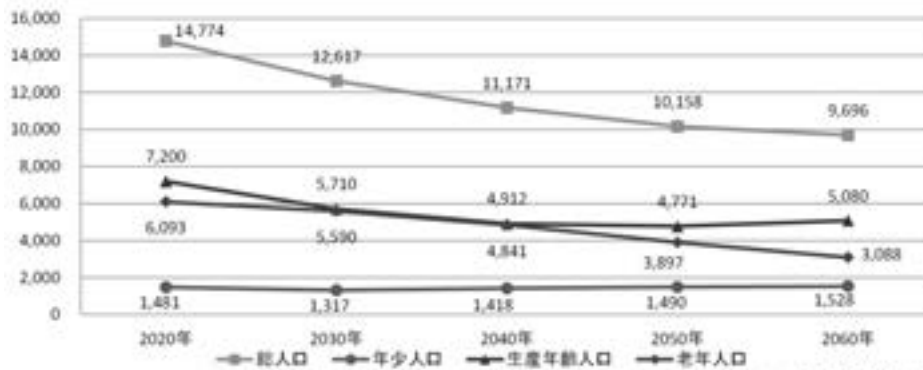
国勢調査における本町の人口の推移をみると、1960（昭和 35）年の国勢調査においては 34,152 人でしたが、2015（平成 27）年では 16,251 人と著しく減少しました。今後も人口の減少が予測されるため、本町では、「南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において人口ビジョンを重要な基礎として位置づけ、人口の将来展望と人口ビジョン目標値を設けています。なお、「南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョン目標値は、2020（平成 32）年には 14,774 人、2030（平成 42）年には 12,617 人、2040（平成 52）年には 11,171 人、2050（平成 62）年には 10,158 人、2060（平成 72）年には 9,696 人となっています。

◆ 人口の推移



区分	昭和 35年	昭和 45年	昭和 55年	平成 2年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
0歳～14歳	11,749	7,215	4,956	4,026	3,159	2,652	2,068	1,729
15歳～64歳	20,349	16,947	15,669	13,820	11,847	10,756	9,416	8,341
15歳～29歳(a)	7,808	5,025	4,090	2,988	2,626	2,250	1,765	1,515
65歳以上(b)	2,054	2,651	3,494	4,702	6,089	6,462	6,369	6,181

資料：国勢調査より



資料：南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略より

2-5. 産業等

本町における産業別就業者数の割合は、2015（平成27）年では第1次産業が14.5%、第2次産業が26.4%、第3次産業が59.1%となっており、第1次産業と第2次産業の就業者数が減少し、第3次産業の就業者数の占める割合が高くなっている傾向が見られます。

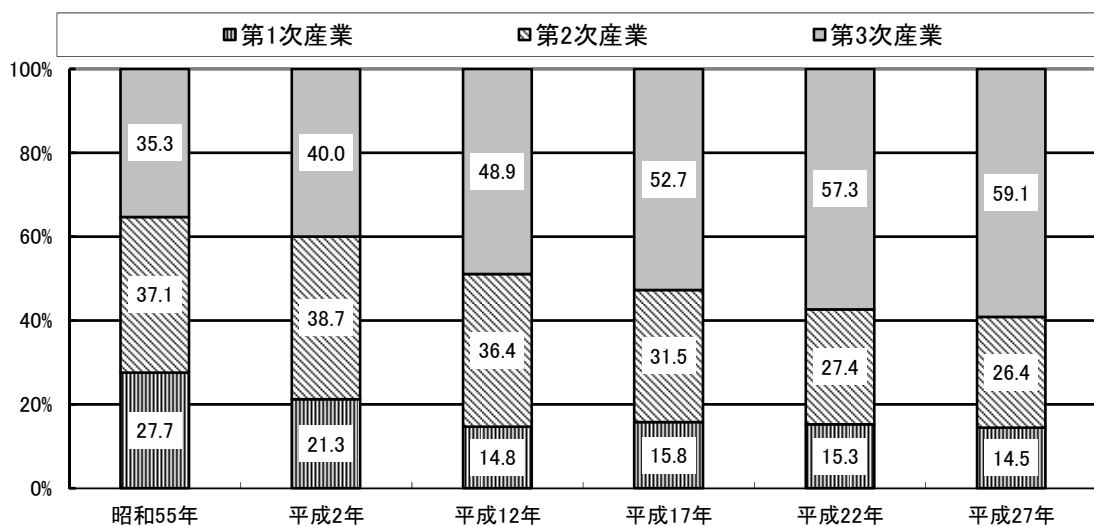
第1次産業は、水稻を中心に、トマトやアスパラガス、赤かぶなどの野菜、リンドウやカスミ草などの花卉栽培が盛んですが、農業従事者の高齢化や後継者不足により農家数、経営耕地面積ともに減少傾向にあるほか、国の農業改革や原発事故による農産物への風評被害により農業を取り巻く環境が厳しくなっています。

また、林業においても、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷などにより、林業経営者数は年々減少の一途をたどっています。

第2次産業は、自動車部品などの精密機器、光学ガラス加工品などの製造企業が中心となっており、近年の経済不況や公共事業の縮小傾向により、工場閉鎖や事業規模の縮小を余儀なくされている企業が増加しています。

第3次産業は、消費者のライフスタイルの変化などにより、大手スーパーやホームセンターなどの大規模店、インターネットなどの通信販売へのシフトによる各地域の商店街の空洞化、農林業と同様に高齢化や後継者不足が深刻な問題となっています。商店街の活性化や空き店舗対策を講じていく必要があります。

◆ 就業人口の推移



資料：国勢調査、産業(大分類)

3 住民・事業者意識調査結果

3-1. 調査内容及び集計方法等

◆ 調査内容

	住民	事業者
調査対象	町内に在住する 満20歳以上の男女（500人）	町内の事業所（50事業所）
抽出方法	年代が偏らないよう抽出	業種や事業規模が偏らないよう抽出
実施方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法	
調査期間	2018（平成30）年7月7日～7月23日	
回収率	40.4 % （202人／500人）	60.0 % （事業所30／50事業所）

◆ 満足度の評価

「満足度」については5段階評価により得られた結果を、以下に示す評価点を割り当てて数量化し、その平均値で示しています。

評価点	100	75	50	25	0
満足度評価	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満

◆ 資料編に記載した調査結果

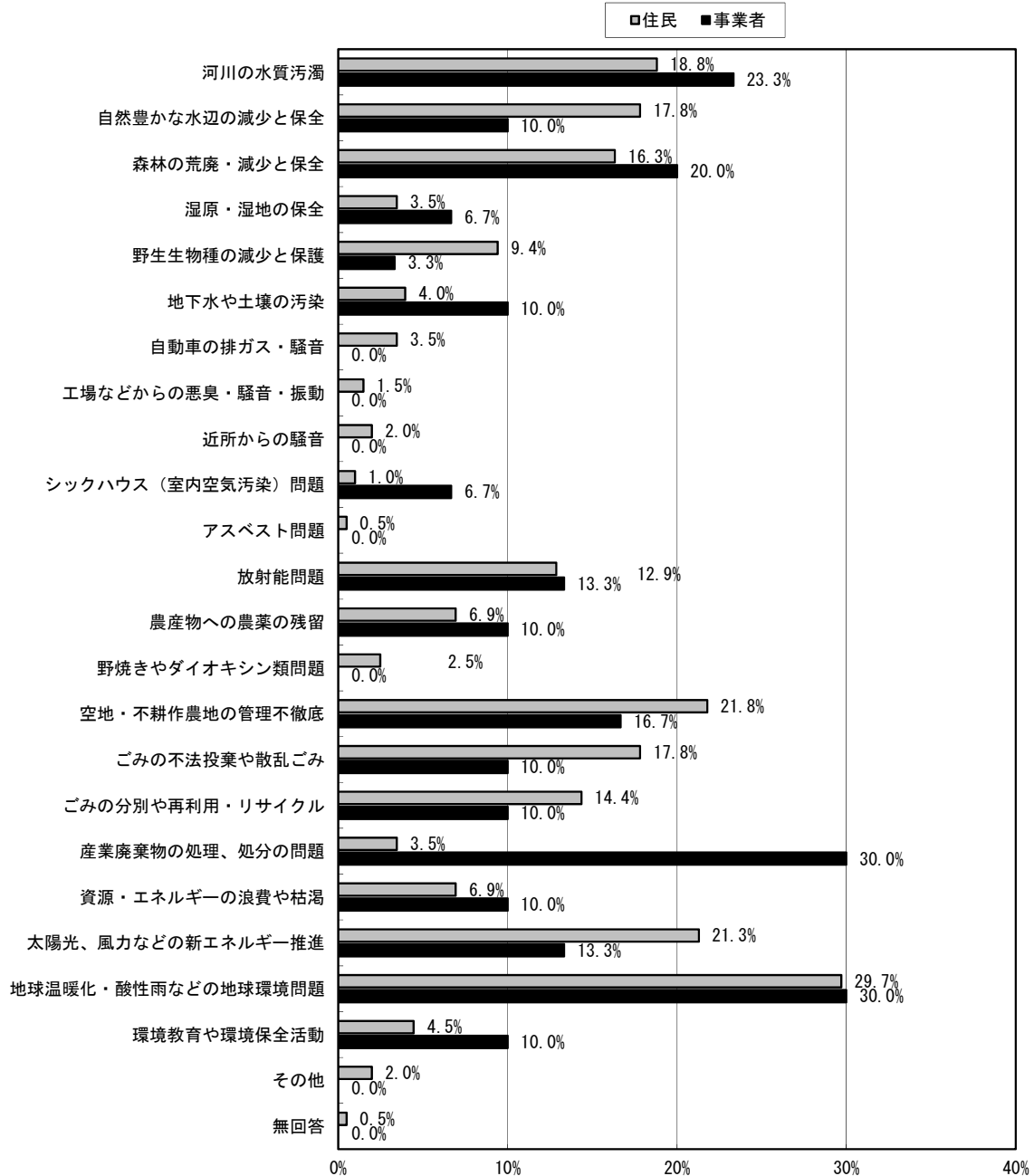
実際に行ったアンケート調査結果の一部を抜粋して記載しています。

抜粋している調査結果につきましては、環境基本計画における取り組みの設定に関係しているものや前計画からの変化が大きく見られるもの、環境施策の優先順位に関係しているものとなります。

3-2. 調査結果

◆ 環境問題への関心（住民・事業者）

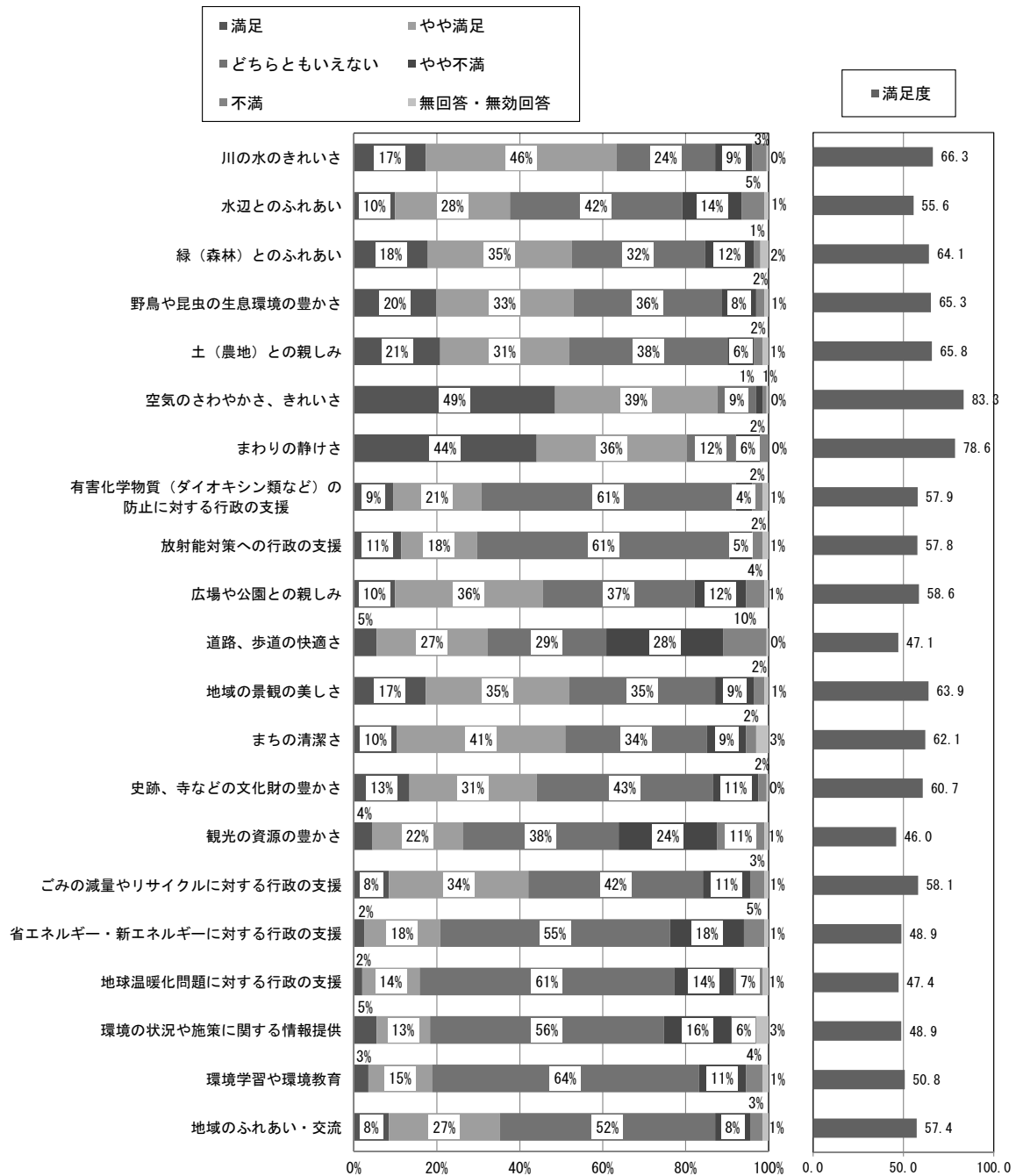
問 環境問題に関心があるとした方に質問します。特に関心のある環境問題は何か。
（複数回答）



住民・事業者ともに「地球温暖化・酸性雨などの地球環境問題」、「河川の水質汚濁」、「森林の荒廃・減少と保全」、「空地・不耕作農地の管理不徹底」について関心が高い傾向がみられます。住民は「自然豊かな水辺の減少と保全」、「ごみの不法投棄や散乱ごみ」、「太陽光、風力などの新エネルギー推進」について、事業者は「産業廃棄物の処理、処分の問題」について、それぞれ関心が高い傾向がみられます。

◆ 周辺環境への満足度（住民）

問 あなたは、お住まいの周辺環境や行政の支援について、どのくらい満足していますか。



住民の周辺環境や行政の支援に関する満足度は「空気のさわやかさ、きれいさ」83.3（前回 85.4）が最も高く、「まわりの静けさ」78.6（前回 78.4）、「川の水のきれいさ」66.3（前回 54.6）、「土（農地）との親しみ」65.8（前回 64.3）が続いています。

一方、「観光の資源の豊かさ」46.0（前回 41.0）、「道路、歩道の快適さ」47.1（前回 47.8）、「地球温暖化問題に対する行政の支援」47.4（前回 41.7）については他の項目と比べて満足度が低くなっています。

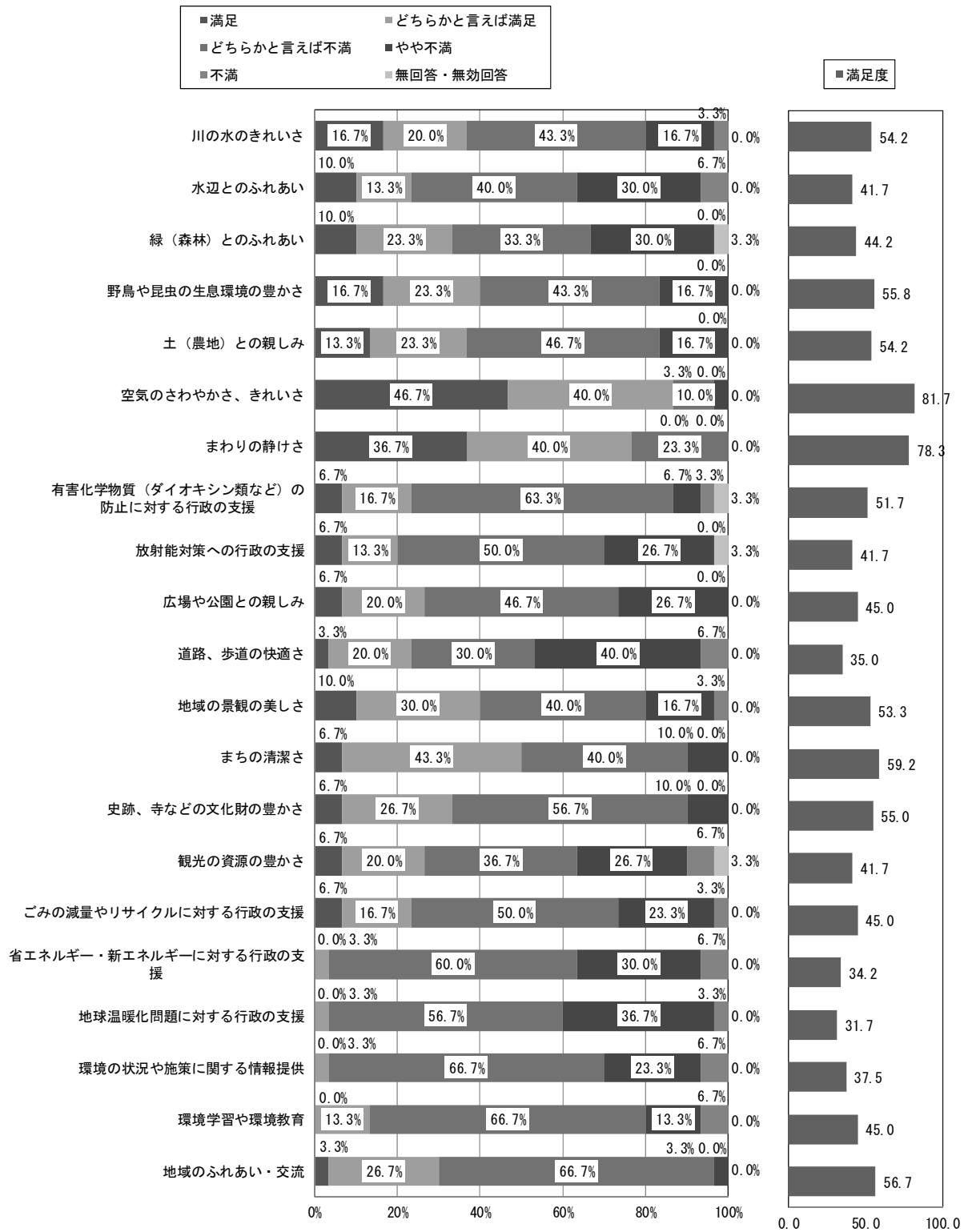
前回、満足度の高かった「地域の景観の美しさ」63.9（前回 66.1）は満足度が低下していますが、前回、満足度の低かった「環境の状況や施策に関する情報提供」48.9（前回 41.0）については満足度が増加しています。

また、前回と比べて、満足度の平均値は 59.3（前回 55.3）となっており、全体的な満足度は増加しています。

今回、項目を追加した「放射能対策への行政の支援」については、満足度が 57.8 となっています。

◆ 周辺環境への満足度（事業者）

問 貴事業所は、周辺環境や行政の支援について、どのくらい満足していますか。



事業者の周辺環境や行政の支援に関する満足度は「空気のさわやかさ、きれいさ」81.7（前回 88.8）が最も高く、「まわりの静けさ」78.3（前回 81.9）、「まちの清潔さ」59.2（前回 54.3）が続いており、「空気のさわやかさ、きれいさ」と「まわりの静けさ」については、前回と同様に満足度が高くなっています。

一方、「地球温暖化問題に対する行政の支援」31.7（前回 41.4）、「省エネルギー・新エネルギーに対する行政の支援」34.2（前回 38.8）は満足度が低くなっています。

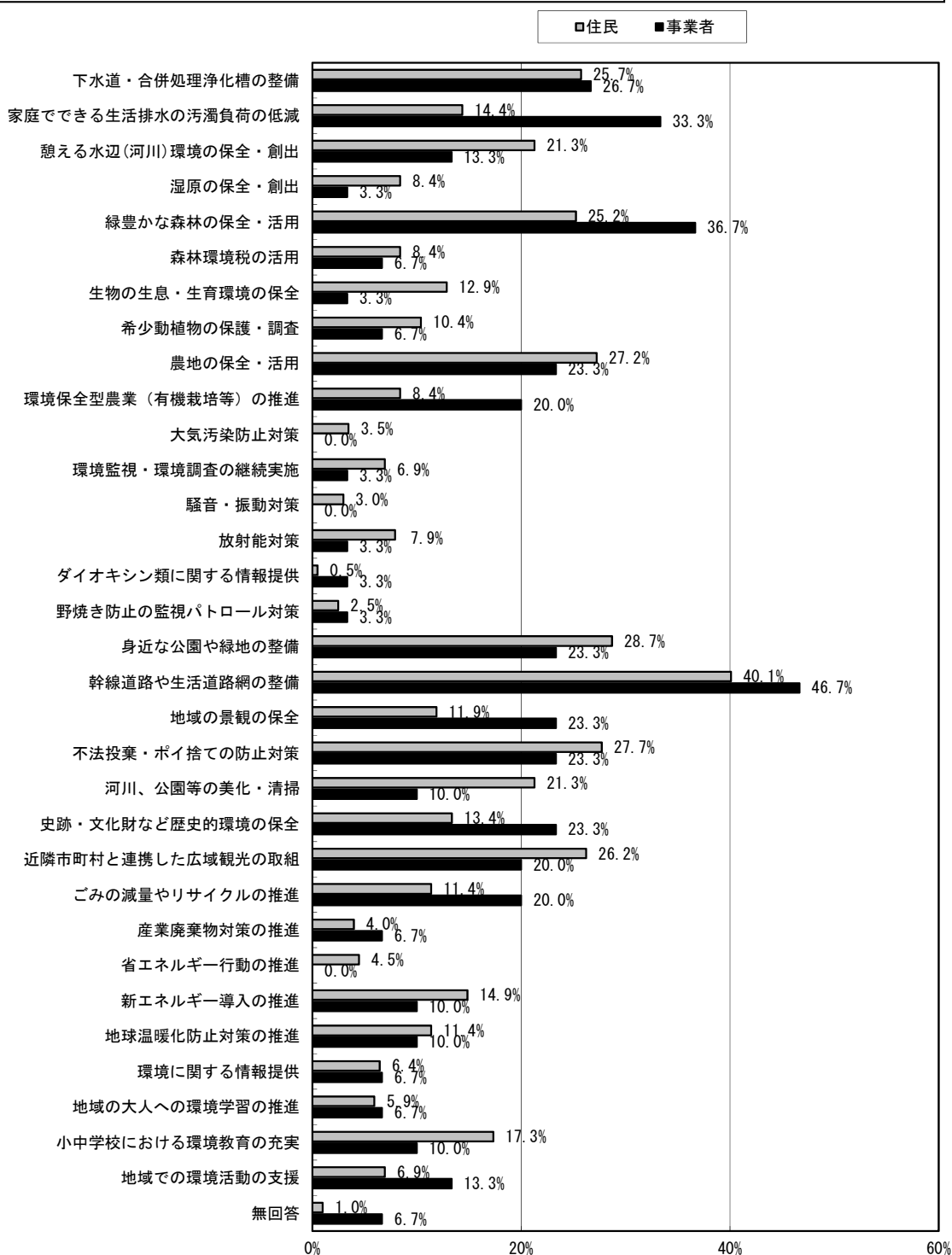
前回、満足度が高かった「野鳥や昆虫の生息環境の豊かさ」55.8（前回 71.6）と「地域の景観の美しさ」53.3（前回 67.2）については、満足度が低下しています。

また、前回と比べて、満足度の平均値は 49.7（前回 53.3）となっており、全体的に満足度が低下しています。

今回、項目を追加した「放射能対策への行政の支援」については、満足度が 41.7 となっています。

◆ 環境づくりの方向性（住民・事業者）

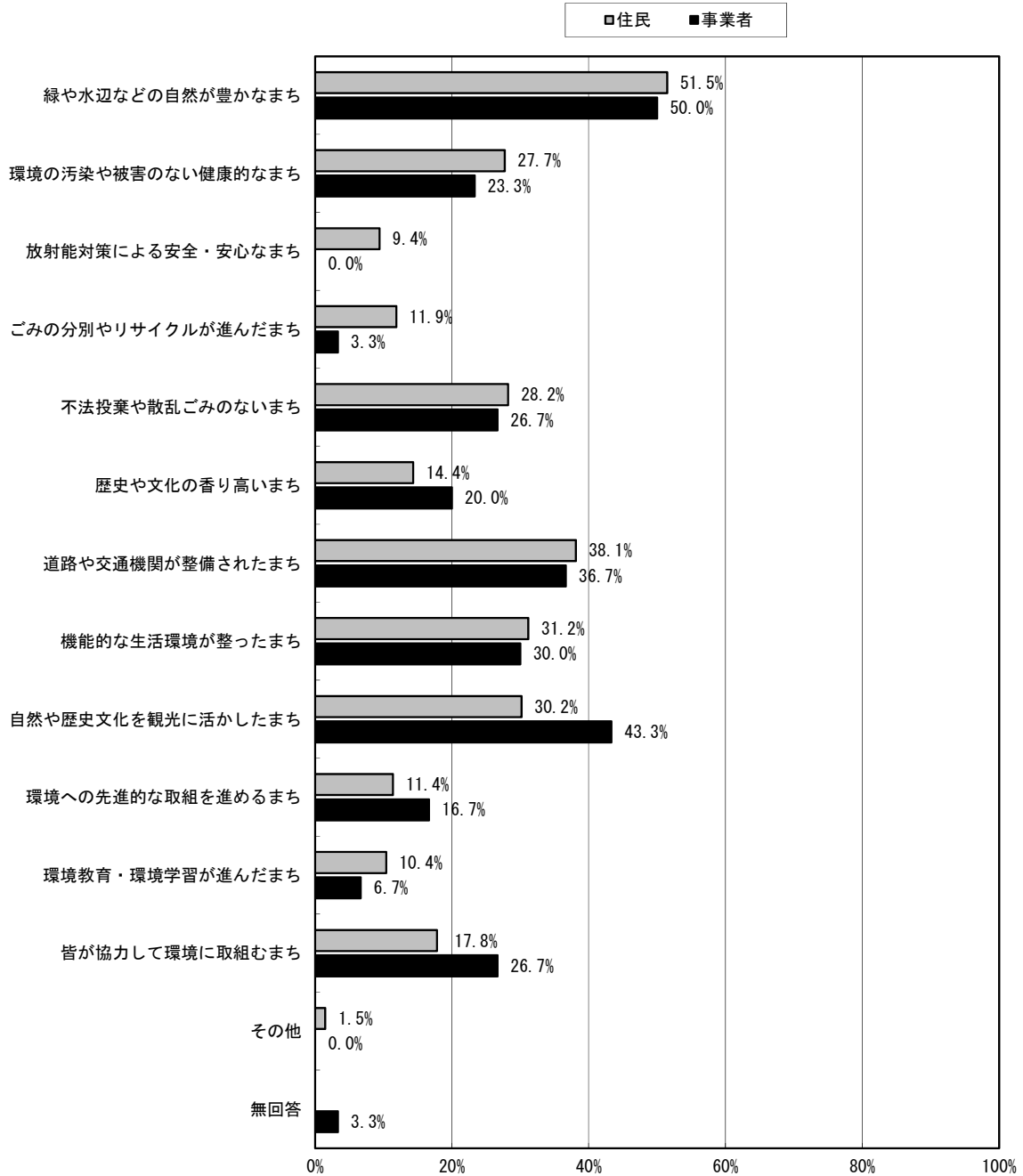
問 南会津町の環境を今よりも良くするための手段として、どのようなことが重要だとお考えですか。（複数回答）



住民・事業者ともに「幹線道路や生活道路網の整備」、「緑豊かな森林の保全・活用」、「下水道・合併処理浄化槽の整備」を重要としています。

◆ 南会津町の環境像（住民・事業者）

問 南会津町は将来どのような環境のまちであってほしいと思いますか。
（複数回答）

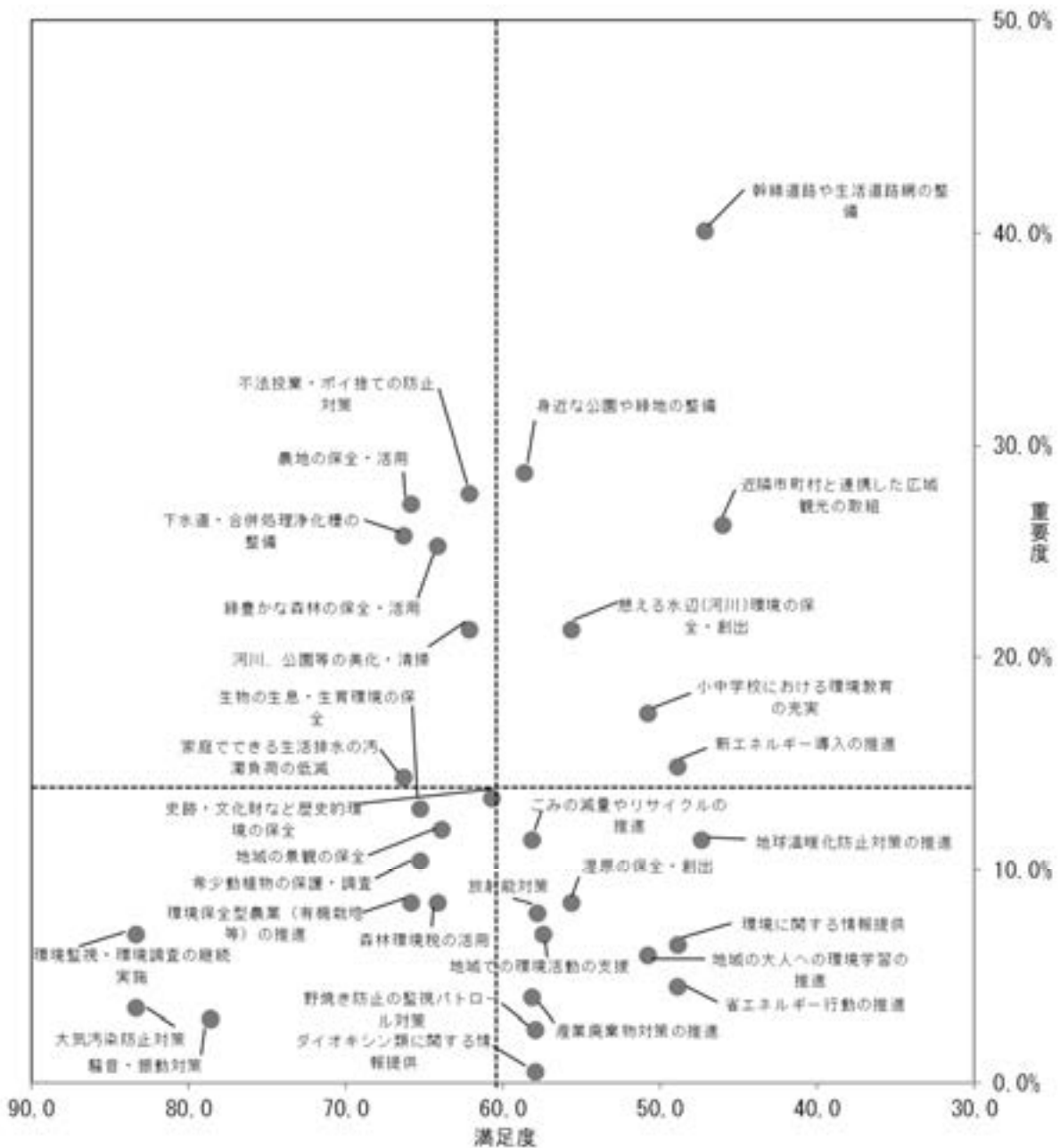


住民・事業者ともに「緑や水辺などの自然が豊かなまち」が最も高く、次いで「道路や交通機関が整備されたまち」、「自然や歴史文化を観光に活かしたまち」、「機能的な生活環境が整ったまち」、「不法投棄や散乱ごみのないまち」が続いています。

◆ 環境施策の優先順位（周辺環境への満足度と環境づくりの方向性の関係）

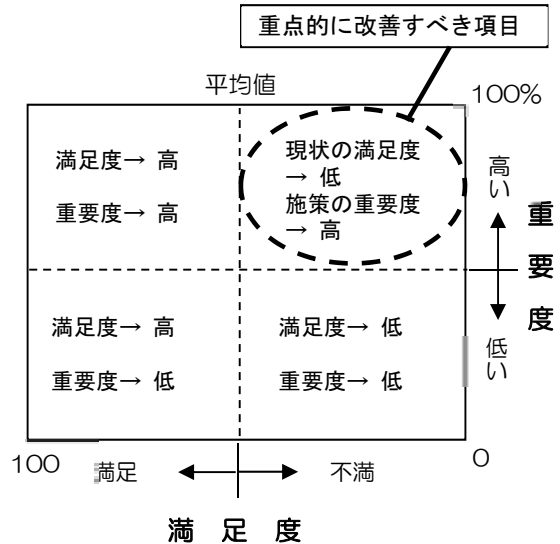
住民・事業者ともに、満足度が低く重要度が高いと評価する施策は、「幹線道路網や生活道路網の整備」、「近隣市町村と連携した広域観光の取組」、「身近な公園や緑地の整備」です。また、「緑豊かな森林の保全・活用」や「小中学校における環境教育の充実」、「憩える水辺(河川)環境の保全・創出」、「新エネルギーの導入推進」、「ごみの減量やリサイクルの推進」の取り組みも重要と考えられます。

■ 環境施策の優先順位（住民）

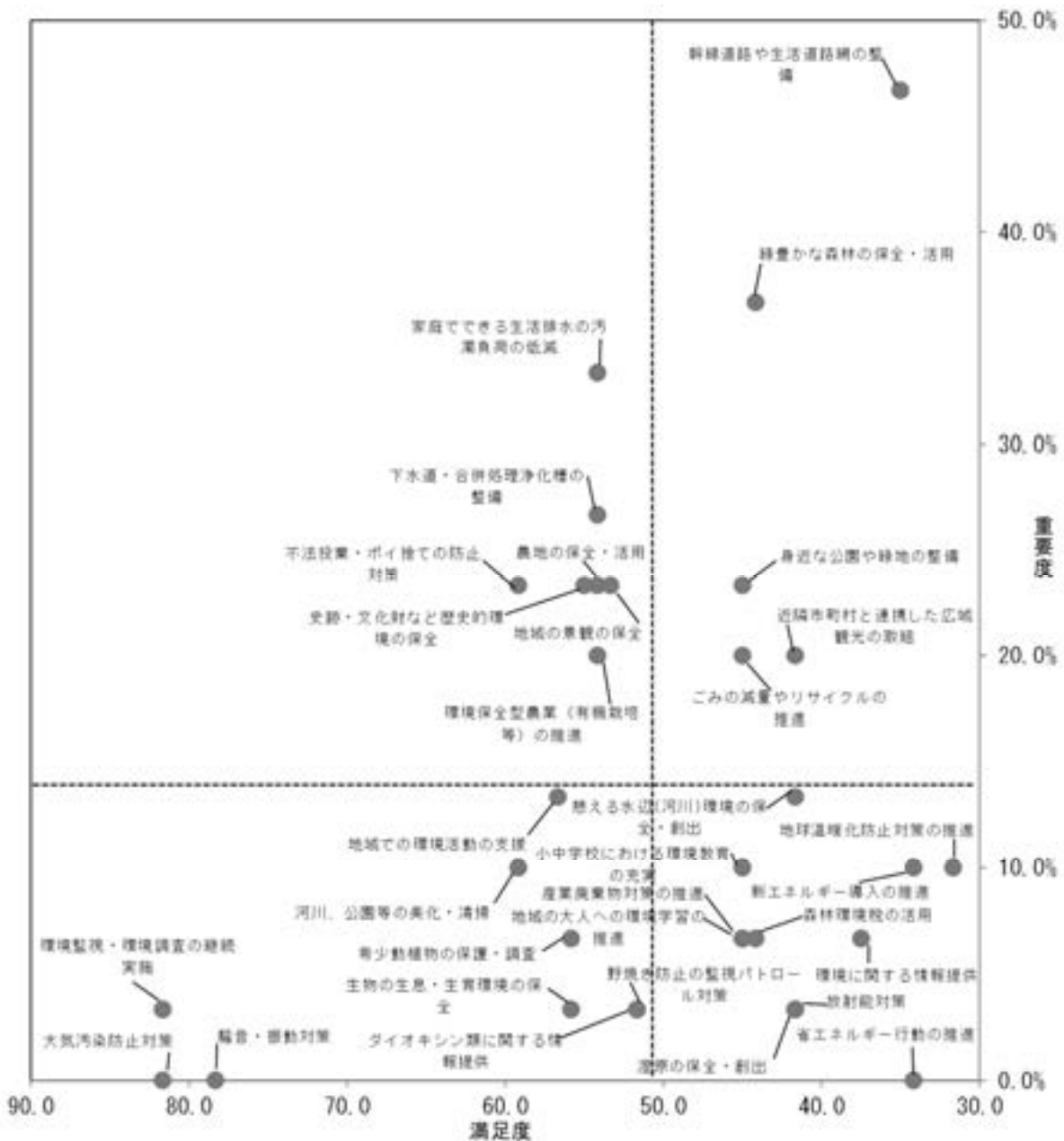


環境の現状に対する満足度と環境施策の重要度について、満足度を横軸、重要度を縦軸にとり、それぞれの環境施策をプロットしています。

右図に示すように、グラフの右上に位置する施策は満足度が低く、重要度が高いと評価されることから、施策の緊急性、重要性が高いと考えられます。



■環境施策の優先順位（事業者）



4 環境指標及び環境施策一覧

4-1. 環境指標一覧

◆ 森林整備を進め、森林資源の有効活用を図ります

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)	進行管理 担当課	参照 頁
民有保安林面積	22,166 ha	現状維持	農林課	23
森林と人との共生林面積	847 ha	現状維持	農林課	
木質資源利用ボイラー設置数	2 施設	10 施設	農林課 環境水道課	
森林インストラクター数	7 人	10 人	農林課	
もりの案内人認定者数	20 人	30 人	農林課	
情報交換会の開催数 (森林インストラクターなど)	0 回/年	2 回/年	農林課	

◆ 自然資源を保護し、後世に継承します

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)	進行管理 担当課	参照 頁
湿原面積	駒止湿原：約148 ha	現状維持	生涯学習課	26
	田代山湿原：約23 ha		環境水道課 館岩総合支所	
	宮床湿原：約54 ha		南郷総合支所	
	黒岩湿原：約4 ha		環境水道課	
駒止湿原案内人の会	29 人	20～30 人を維持	生涯学習課	
尾瀬ガイド協会	12 人	20 人	環境水道課	

◆ 源流域としての河川を守ります

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)	進行管理 担当課	参照 頁
汚水処理人口	12,375 人	12,500 人	環境水道課	31
汚水処理人口普及率	77.8 %	88.5 %	環境水道課	
環境基準達成項目数(河川)		現状維持	環境水道課	
阿賀川(田島地域)	7/7 項目			
館岩川(館岩地域)	7/7 項目			
伊南川(伊南地域)	7/7 項目			
伊南川(南郷地域)	7/7 項目			
水質基準達成項目数(湧水)		現状維持	環境水道課	
嶽清水(田島地域)	13/13 項目			
水引の清水(館岩地域)	13/13 項目			
舞台の清水(伊南地域)	13/13 項目			
高清水(南郷地域)	13/13 項目			

◆ 放射線対策を推進し、健康で安心な生活環境をつくります

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)	進行管理 担当課	参照 頁
空間線量の定期モニタリング (町内110箇所)	1回/月	現状維持	環境水道課	35
町役場公用車における低公害車 導入台数	10台	15台	総務課	
公共交通機関における低公害車 導入台数	0台	5台	総合政策課	
公害苦情の件数	3件	低減させる	環境水道課	
ダイオキシン類環境基準(大気、 河川水質・地下水、土壌)	100%	現状維持	環境水道課	

◆ 資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指します

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)	進行管理 担当課	参照 頁
町民1人1日当たりの ごみ排出量	1,124g	935g	環境水道課	39
リサイクル率	12.1%	21.0%	環境水道課	

◆ 地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)	進行管理 担当課	参照 頁
庁内における温室効果ガス 排出量 (2013(平成25)年基準)	「地球温暖化対策実行 計画」未策定	「地球温暖化対策実行 計画」において定める	環境水道課	43
再生可能エネルギー利用設備数 (累計) ※木質資源利用ボイラーも含める	24箇所	35箇所	環境水道課 農林課	
住宅用太陽光発電システム 補助件数(累計)	92件	150件	環境水道課	

4-2. 環境施策一覧

◆ 森林整備を進め、森林資源の有効活用を図ります

取り組みの分類	取り組み内容	担当課	参照頁
森林の 保全対策	「南会津町森林整備計画」に基づき、森林が持つ多面的機能を維持・促進するための森林施策を実施します。	農林課	23
	担い手の育成に向けた就労支援などを行い、林産業の後継者確保と経営の向上を図ります。	農林課	
	里山林整備とあわせて、鳥獣対策に向けた森林整備を充実させます。	農林課	
【重点項目】 森林の 多目的利用	林業の成長産業化に向けた地域構想に基づき、林業振興を図ります。	農林課	
	施設への木質資源利用ボイラーの整備を図ります。	農林課 環境水道課	
	町産材を使用した町内における住宅の建設を支援します。	農林課 建設課	
	森林環境交付金を活用した、木材の新たな利用を図ります。	農林課	
	ヤマザクラ一万本の里づくり事業における植栽を継続的に実施していきます。	農林課	
	緑（森林）とふれあえる機会を増やし、ヘルスツーリズムや森林セラピーを推進します。	農林課 健康福祉課	
	森林インストラクターやもりの案内人などとの、情報交換を行う仕組みを構築します。	農林課	
小中学校における森林での環境教育・学習を充実させます。	学校教育課		

◆ 自然資源を保護し、後世に継承します

取り組みの分類	取り組み内容	担当課	参照頁
【重点項目】 自然資源の 保全対策	「駒止湿原保存管理計画」に基づき、駒止湿原の計画的な保護と活用を行います。	生涯学習課	27
	国などの計画に基づき、尾瀬国立公園の計画的な保護と活用を行います。	環境水道課	
	町内における植物の群生地や自生地などの貴重な自然資源の保護に努めます。	環境水道課 生涯学習課	
	老朽化した木道や登山道などの整備を行い、長期的な湿原の保全に努めます。	環境水道課 生涯学習課	
	ガイド養成講座などを実施し、案内ガイドの養成に取り組みます。	環境水道課 生涯学習課	
	巡視員による保安全管理や監視体制を充実します。	環境水道課 生涯学習課	
	自然資源とふれあえる機会を増やすため、グリーン・ツーリズムやエコツーリズムに取り組みます。	商工観光課 環境水道課 生涯学習課	
	自然資源を活用した環境教育・学習に取り組みます。	環境水道課 生涯学習課	
野生生物の 保全と保護	絶滅の恐れのある野生生物種に対する保全意識の啓発を図ります。	環境水道課 生涯学習課	27
	鳥獣保護区などにおいて、野生生物を適切に保護します。	環境水道課 生涯学習課	
外来生物・ 鳥獣対策	「保存管理計画書（ニホンジカ対策編）」に基づき、ニホンジカ対策に取り組みます。	生涯学習課	27
	南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会などと連携し、尾瀬国立公園のニホンジカ対策に取り組みます。	環境水道課	
	有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊を支援し、ニホンザルやニホンジカなどによる被害の未然防止に努めます。	農林課	
	本来生育しない園芸種を安易に植栽しないなど、在来生物が生息・生育している森林や河川などの環境保全に努めます。	環境水道課 生涯学習課	
	外来生物に対する監視を行います。	環境水道課 生涯学習課	
	オオハングウソウなどの特定外来生物の駆除活動を行い、在来生物の保護を図ります。	環境水道課 生涯学習課	
調査・研究	野生生物の分布や生態系に関する実態を把握します。	環境水道課 生涯学習課	27
景観形成	「南会津町景観計画」に基づき、景観の形成を行っていきます。	総合政策課	27
	景観保全に役立つ花木の植栽や樹木の保護に努めます。	総合政策課	
	町民と行政の協働による景観づくりを推進します。	総合政策課	
	ヤマザクラ一万本の里づくり事業における、地域の特色を生かした美しい景観のまちづくりを、継続的に実施していきます。	農林課 総合政策課	

◆ 源流域としての河川を守ります

取り組みの分類	取り組み内容	担当課	参照頁
水辺の環境整備	河川における清掃活動などを実施し、河川周辺の美化を図ります。	環境水道課 建設課	32
	災害復旧事業や河川整備において、自然環境への配慮や安全性を考慮します。	建設課	
	水辺とふれあえる機会を増やし、親水事業などに取り組みます。	環境水道課	
下水道などの整備	公共下水道や農・林業集落排水の整備を進め、下水道への接続率向上を図ります。	環境水道課	
	合併処理浄化槽の設置にあたり補助金を交付します。	環境水道課	
	下水道などの普及促進に向けた啓発活動を実施します。	環境水道課	
湧水の保全対策	湧水に関する情報を収集・整理します。	環境水道課	
	湧水の解説案内板などを整備します。	環境水道課	
【重点項目】 調査・研究	河川・湧水の水質調査を継続的に実施します。	環境水道課	
	河川・湧水の水質汚濁時には原因究明に努めます。	環境水道課	
	河川・湧水についての情報を収集・整理します。	環境水道課	

◆ 放射線対策を推進し、健康で安心な生活環境をつくります

取り組みの分類	取り組み内容	担当課	参照頁
放射線対策	空間線量のモニタリング調査を実施し、調査結果を公表します。	環境水道課	35
	食品や土壌などの放射性物質濃度を測定します。	環境水道課	
	携帯空間線量計の貸し出しを行います。	環境水道課	
	国や県と連携し、放射線に関する情報の収集・提供を行います。	環境水道課	
公害対策	公用車に低公害車を導入します。	総務課	
	環境パトロールを実施し、公害の未然防止に努めます。	環境水道課	
	公害発生時には、関係機関と連携し、適切に対応します。	環境水道課	
【重点項目】 化学物質対策	PRTR 制度に基づき、化学物質の環境への排出や管理状況などの把握に努めます。	環境水道課	
	農薬などの化学物質の適正な使用について、指導を行うとともに、必要に応じて情報提供を行います。	環境水道課 農林課	
	環境保全型農業を推進するとともに、遊休農地の有効活用を検討・推進します。	農林課	
	化学物質の環境への影響について調査します。	環境水道課	

◆ 資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指します

取り組みの分類	取り組み内容	担当課	参照頁
【重点項目】 ごみの発生抑制	公共施設などにおいて、率先的にごみの減量化に取り組みます。	総務課 環境水道課	39
	レジ袋などの使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを行います。	環境水道課	
	過剰包装の削減に向けた取り組みを行います。	環境水道課	
	事業所での食品廃棄物や家庭の食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取り組みを検討します。	環境水道課	
	ごみの減量化についての普及啓発に取り組みます。	環境水道課	
再使用・リサイクル	ごみの出し方や分別方法についての普及啓発に取り組みます。	環境水道課	
	ごみの再使用やリサイクルについての普及啓発に取り組みます。	環境水道課	
	生ごみや下水汚泥、家畜排せつ物などのたい肥化について取り組みます。	環境水道課 農林課	
	家庭での生ごみの処理についての支援を検討します。	環境水道課	
不法投棄対策	不法投棄監視パトロールを実施します。	環境水道課	
	地域や企業、学校などでの環境美化活動などを支援します。	環境水道課 学校教育課	

◆ 地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します

取り組みの分類	取り組み内容	担当課	参照頁
地球温暖化防止対策	「地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を推進します。	環境水道課	43
	公共施設におけるエネルギー効率のよい施設整備を推進します。	環境水道課 建設課	
	カーボン・オフセットなどの取り組みを検討します。	環境水道課 農林課	
	省エネルギー行動の普及啓発を進めます。	環境水道課	
【重点項目】 再生可能エネルギーの利用促進	公共施設などへ再生可能エネルギー設備の積極的な導入を図ります。	環境水道課 農林課	
	住宅用太陽光発電システムの利用促進のため支援を行います。	環境水道課	
気候変動への適応策	気候変動による影響について、情報の収集と公表を行います。	環境水道課	
	熱中症予防の普及啓発と注意喚起を実施します。	住民生活課 健康福祉課 環境水道課	
	気候変動に対応した農業技術の情報収集と普及啓発に努めます。	農林課 環境水道課	
	防災・減災対策などの自然災害対策を推進します。	住民生活課 環境水道課	

5 環境基準等

環境基準は、環境基本法により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

5-1. 大気関係

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること	1時間値が0.06 ppm以下であること
告示年月日	1973（昭和48）年5月16日	1978（昭和53）年7月11日	1973（昭和48）年5月8日		
達成期間	維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努める	環境基準を満足している地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努める	維持されまたは早期に達成されるよう努める		

有害大気汚染物質（ベンゼンなど）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること
告示年月日	1997（平成9）年2月4日			2001（平成13）年4月20日
達成期間	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努める			

(注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。

(注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

(注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く）をいう。

微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
告示年月日	2009（平成21）年9月9日
達成期間	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。

(注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
(注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準による大気汚染の評価方法

長期的評価	<p>大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。</p> <p>a 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。</p> <p>b 二酸化窒素 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもので評価を行う。</p>
短期的評価	<p>大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び光化学オキシダントの環境基準への適否について評価を行う際に使用。</p>
微小粒子状物質	<p>微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。</p>

5-2. 水質関係

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準	達 成 期 間	該 当 水 域
カドミウム	0.003 mg/l 以下	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする	全公共用水域
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/l 以下		
六価クロム	0.05 mg/l 以下		
砒素	0.01 mg/l 以下		
総水銀	0.0005 mg/l 以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下		
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下		
チウラム	0.006 mg/l 以下		
シマジン	0.003 mg/l 以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下		
ベンゼン	0.01 mg/l 以下		
セレン	0.01 mg/l 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下		
ふっ素	0.8 mg/l 以下		
ほう素	1 mg/l 以下		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

①河川(湖沼を除く) ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1000 MPN/100mℓ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2 mg/ℓ 以上	—
該当 水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(備考1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(備考2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

(備考3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)

(備考4) 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)

試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

①河川(湖沼を除く) イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(備考 1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

② 湖沼(天然湖沼及び貯水量 1, 000 万 m³ 以上の人工湖) ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1000 MPN/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/l 以上	—
該当 水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(備考) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注 1) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

(注 2) 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注 3) 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

(注 4) 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

(注 5) 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

② 湖沼(天然湖沼及び貯水量 1, 000 万 m³ 以上の人工湖) イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く) 水産 1 種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
Ⅲ	水道 3 級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下
該当 水域	全公共用水域のうちの類型指定水域		

(備考 1) 基準値は年間平均値とする。

(備考 2) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

(備考 3) 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注 1) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

(注 2) 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)

(注 3) 水産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用

(注 4) 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

② 湖沼(天然湖沼及び貯水量 1, 000 万 m³ 以上の人工湖) ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(備考 1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

5-3. 地下水関係

地下水の環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5-4. 土壌関係

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1 kg につき 0.4 mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下
砒素	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下、かつ農用地(水田)では土壌 1 kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1 ℓにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(水田)で土壌 1kg において 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン ^{注1}	検液 1 ℓにつき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下

(注1) 2019(平成31)年4月1日より、1,2-ジクロロエチレンに改定

(注2) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注3) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

(注4) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注5) 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5-5. ダイオキシン類関係

ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1 pg-TEQ/l以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注2) 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

(注3) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

(注4) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

排出ガスに係る排出基準

廃棄物焼却炉(焼却能力)	新施設基準	既施設基準
4 t /h 以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
2~4 t /h	1 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
2 t /h 未満	5 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N

(注) 既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(火格子面積が2m²以上、又は焼却能力200 kg/h 以上)

1 ng(ナノグラム) : 10億分の1 g

1 pg(ピコグラム) : 1兆分の1 g

TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号

m³N : 0°C、1気圧の状態に換算した気体の体積

5-6. 騒音・振動関係

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定します。

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間区分	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

(注1) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

(注2) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

(注3) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

(注4) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

(備考)車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

(注) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1. a 区域：専ら住居の用に供される区域
2. b 区域：主として住居の用に供される区域
3. c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次のとおりに定められています。

幹線交通を担う道路に近接する区域における自動車騒音の要請限度

昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～午前 6 時)
75dB	70dB

振動規制法の規定に基づく道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 (午前 7 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 7 時)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

(注) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

5-7. 悪臭関係

福島県悪臭防止対策指針

福島県生活環境の保全等に関する条例第77条の規定に基づき、悪臭の防止に関して準拠すべき事項を示したものです。

適用地域は県内全域です。ただし、悪臭防止法第4条第2項に基づく臭気指数による規制地域と中核市（郡山市、いわき市）は除きます。

工場又は事業場の設置者が準拠すべき基準は臭気指数により定められており、設置者にはこの基準に沿った悪臭防止の対策を行うことが求められます。

設置者が準拠すべき基準は、下表のとおりです。

(単位：臭気指数)

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上5m以上30m未満の高さ	地上30mから50m未満の高さ	地上50m以上の高さ
第1種区域	10	28	30	33
第2種区域	15	33	35	38
第3種区域	18	36	38	41

(注) 第1種区域：悪臭防止法第3条の規定により知事が指定した規制地域（以下「規制地域」という。）のうちA区域並びに規制地域以外の地域であって、都市計画法（1968（昭和43）年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域

第2種区域：規制地域のうちB区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域

第3種区域：規制地域のうちC区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち工業地域及び工業専用地域

6 環境審議会委員等

南会津町環境審議会

氏名	地域
◎ 平野 健一	田島地域
大竹 正一	田島地域
星 和憲	館岩地域
阿久津 美佐子	館岩地域
平野 裕子	伊南地域
菅家 奈緒	伊南地域
月田 禮次郎	南郷地域
○ 仲丸 花枝	南郷地域

◎：会長 ○：副会長 (敬称略)

南会津町環境基本計画等庁内検討委員会

氏名	職名
◎ 渡部 正義	副町長
○ 野中 英昭	環境水道課長
— / 渡部 浩治 [※]	総務課長
渡部 浩治 / 小寺 俊和 [※]	総合政策課長
居倉 雅彦	住民生活課長
小寺 俊和 / 阿久津 勝英 [※]	健康福祉課長
渡部 徹	農林課長
羽染 正巳	商工観光課長
月田 啓	建設課長
芳賀 美恵子	学校教育課長
酒井 浩哉	生涯学習課長
五十嵐 小一郎	農業委員会事務局長
阿久津 弘典	館岩総合支所長
星 正信	伊南総合支所長
馬場 宗一	南郷総合支所長
● 林 明宏	環境衛生係長
● 五十嵐 正喜	環境衛生係主査
● 橋 昭	館岩総合支所係長
● 渡部 敏明	伊南総合支所課長補佐兼係長
● 馬場 誠	南郷総合支所課長補佐兼係長

◎：委員長 ○：副委員長 ●：事務局 (敬称略)

※：2018(平成30)年10月1日付け人事異動で変更となった委員

7 環境基本計画の検討経過

年 月 日	項 目	主 な 内 容
2018（平成30）年 7月31日	第1回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次環境基本計画策定スケジュール ・第2次環境基本計画の基本的事項 ・住民及び事業者へのアンケート調査 ・第2次環境基本計画施策体系(案)
8月6日	第1回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長選出 ・第2次環境基本計画策定スケジュール ・第2次環境基本計画の基本的事項 ・住民及び事業者へのアンケート調査 ・第2次環境基本計画施策体系(案)
8月31日	第2回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果(住民・事業者意識調査結果)について ・第2次環境基本計画(素案)について ・パブリックコメントの実施内容について
9月6日	第2回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果(住民・事業者意識調査結果)について ・第2次環境基本計画(素案)について ・パブリックコメントの実施内容について
9月15日 ～ 10月15日	住民意見公募 (パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次南会津町環境基本計画の素案に対する住民意見公募を実施
10月30日	第3回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第2次環境基本計画(案)について ・今後のスケジュールについて
11月8日	第3回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第2次環境基本計画(案)について ・答申(案)について ・今後のスケジュールについて



環境審議会

8 諮問・答申

諮問

30 環 第 151 号
平成 30 年 9 月 6 日

南会津町環境審議会
会 長 平野 健一 様

南会津町長 大 宅 宗 吉

南会津町環境基本計画の改定に向けた基本的方向について(諮問)
南会津町環境基本条例(平成 20 年南会津町条例第 1 号)第 9 条の規定に基づき、南会津町環境基本計画の改定に向けた基本的方向について諮問します。

答申

平成 30 年 11 月 12 日

南会津町長 大宅 宗吉 様

南会津町環境審議会
会 長 平 野 健 一

南会津町環境基本計画の改定に向けた基本的方向について(答申)
平成 30 年 9 月 6 日付け、30 環第 151 号で当審議会に諮問のありました「南会津町環境基本計画の改定に向けた基本的方向」について、別添のとおり取りまとめたので答申します。

答申にあたり、改定に向けた基本的方向を見極めるよう努めたところですが、本計画の取り組みが町全体に浸透することに期待するものです。

なお、町においては下記の附帯意見に留意し、適切な計画の実行に努めるようお願い申し上げます。

記

- 1 計画の実効性を高めるため、推進主体である町、町民、事業者、滞在者の役割は重要であり、環境への取り組みなどに関して分かりやすく周知する方法の検討に努められたい。
- 2 前計画で設定された主な環境指標・施策について、進捗状況調査等で実績の評価が示されたが、進行管理(PDCA)が機能していない状況が見られた。
進行管理を適切に行うだけにとどまらず、新たな環境問題を的確にとらえ、必要に応じて計画の見直しに努められたい。

第2次南会津町環境基本計画（平成30年12月）

発行：南会津町

編集：環境水道課

〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

TEL：0241-62-6100(代)

FAX：0241-62-1288

URL：<http://www.minamiaizu.org>

第2次 南会津町 環境基本計画



MINAMIAIZU TOWN